

## 決算特別委員会会議録

開会時間 午前 10 時 05 分

閉会時間 午後 4 時 27 分

日時 平成 25 年 11 月 13 日(水)

場所 第 3 委員会室

委員出席者 委員長 桜本 広樹  
副委員長 飯島 修  
委員 高野 剛 武川 勉 浅川 力三 望月 勝  
白壁 賢一 山田 一功 前島 茂松 清水 武則  
渡辺 英機 山下 政樹 鈴木 幹夫 齋藤 公夫  
早川 浩 木村 富貴子 土橋 亨 小越 智子

委員欠席者 な し

### 説明のため出席した者

農政部長 山里 直志  
農政部次長 橋田 恭 農政部技監 有賀 善太郎  
農政部技監 樋川 宗雄 農政総務課長 相原 正志  
農村振興課長 小幡 保貴 果樹食品流通課長 小野 光明  
農産物販売戦略室長 丹澤 尚人 畜産課長 桜井 和巳  
花き農水産課長 田中 真 農業技術課長 河野 侯光  
担い手対策室長 相川 勝六 耕地課長 渡邊 祥司

教育長 瀧田 武彦 教育次長 堀内 浩将  
教育委員会次長(総務課長事務取扱) 秋山 孝 福利給与課長 雨宮 貴  
学校施設課長 内藤 正浩 義務教育課長 渡井 渡 高校教育課長 赤池 亨  
新しい学校づくり推進室長 大塚 克秀 社会教育課長 近藤 周利  
スポーツ健康課長 上野 直樹 全国高校総体推進室長 清水 義周  
学術文化財課長 田中 禎彦

人事委員会事務局長 藤江 昭 人事委員会事務局次長 小林 善太

監査委員事務局長 八巻 哲也 監査委員事務局次長 鈴木 明彦

森林環境部長 守屋 守 林務長 長江 良明  
森林環境部理事(林業公社改革・最終処分場) 高木 昭  
森林環境部次長 石原 三義 森林環境部技監(林政) 佐野 克己  
森林環境総務課長 芹沢 正吾 大気水質保全課長 山口 幸久  
環境整備課長 保坂 公敏 みどり自然課長 上島 達史  
森林整備課長 江里口 浩二 林業振興課長 田邊 幹雄  
県有林課長 島田 欣也 治山林道課長 小林 均

エネルギー局長 松谷 莊一 エネルギー政策課長 小島 徹

県土整備部長 上田 仁  
 県土整備部次長 大野 昌仁 県土整備部技監 河西 秀樹  
 県土整備部技監 野中 均 総括技術審査監 小野 邦弘  
 県土整備総務課長 末木 鋼治 美しい県土づくり推進室長 丸山 裕司  
 建設業対策室長 遠藤 正記 用地課長 清水 豊 技術管理課長 手塚 岳生  
 道路整備課長 大久保 勝徳 高速道路推進室長 細川 淳  
 道路管理課長 鈴木 洋一 治水課長 中嶋 晴彦 砂防課長 小池 厚  
 都市計画課長 市川 成人 下水道課長 水上 文明  
 建築住宅課長 笠井 英俊 営繕課長 松永 久士

福祉保健部長 山下 誠  
 福祉保健部次長 桐原 篤 福祉保健部次長 宮原 健一  
 福祉保健部次長 篠原 昭彦 福祉保健総務課長 横森 梨枝子  
 監査指導室長 遠藤 裕也 長寿社会課長 山本 日出男  
 国保援護課長 小澤 賢蔵 児童家庭課長 宮沢 雅史 障害福祉課長 平賀 太裕  
 医務課長 小島 良一 衛生業務課長 三科 進吾 健康増進課長 堀岡 伸彦

警察本部長 真家 悟  
 警務部長 天野 賀仁 刑事部長 北村 正彦 警備部長 門西 和雄  
 交通部長 宮崎 清 生活安全部長 古屋 一栄 首席監察官 輿石 靖  
 総務室長 梶原 猛一 警務部参事官 松原 茂雄 生活安全部参事官 輿水 雅彦  
 刑事部参事官 浅川 和章 警備部参事官 眞壁 昌三 会計課長 清水 一成  
 交通企画課長 佐藤 直行

出納局次長(会計課長事務取扱) 石原 光広  
 管理課長 佐野 光一 工事検査課長 矢崎 政人

議題 認第 1 号 平成 24 年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件  
 認第 2 号 平成 24 年度山梨県公営企業会計歳入歳出決算認定の件

審査の概要 午前 10 時 05 分から午前 12 時 05 分まで、(途中、午前 10 時 28 分から午前 10 時 32 分休憩をはさんだ)農政部、教育委員会、人事委員会、監査委員関係、休憩をはさみ午後 1 時 32 分から午後 3 時 12 分まで森林環境部、エネルギー局、県土整備部関係、午後 3 時 41 分から午後 4 時 25 分まで福祉保健部、警察本部、出納局関係の総括審査を行った。  
 審査終了後、認第 1 号議案及び認第 2 号議案について採決し、午後 4 時 27 分に閉会した。

質疑 農政部、教育委員会、人事委員会、監査委員関係

(指定管理者制度について)

山田委員 それでは、特に留意すべき事項ということで、未収債権対策についてお聞きをするところであります。この部局に関しては部局審査の段階で私のほうで詳細に聞いておりますので、この問題についてはここでは結構です。

次に、指定管理制度についてであります。これまでも幾つかのグループで指定管理についてお聞きをしてきましたが、この部局の中にどのような指定管理があるのか

については私もよくわかりません。ですので、常任委員会の際に、指定管理の主体となる企業のいわゆる決算報告等の情報が出た場合については、注意を喚起する意味で各委員会ごとに御提示をいただきたいということを書いてきましたので、24年度についてもそのようにお願いをしたいと思うんですが、どの部局についても検討するというお答えをいただいていますので、この関連する部局についてもその回答をいただければと思います。

山里農政部長 ただいまの御質問にお答えいたします。今の御指摘ございました件については、常任委員会のほうで決算等につきまして、関係各部とも相談しながら検討してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

瀧田教育長 ただいま御指摘いただきました知事政策局をはじめ関係機関と協議いたしまして、今後検討させていただきます。よろしくお願いいいたします。

(内水面漁業の振興策について)

清水委員 おはようございます。それでは、質問をさせていただきます。まず内水面の漁業の振興策についてお願いをいたします。御承知のとおり、山梨県は清らかな水環境に恵まれており、河川、湖沼においての内水面漁業が盛んに行われております。川でのアユ釣り、湖のワカサギ、ヒメマス釣り等は、県内外からも多くの顧客を集め、観光あるいは地域経済にも振興に寄与しております。

そこでまずお伺いするのはカワウの問題についてであります。夏の風物詩である県内各地で行われるアユ釣りですが、近年問題となったアユの冷水病については、県産の無菌のアユなどの供給に大きな被害が生じたところですが、しかし、放流直後のアユ・稚魚が大きな被害を受けるカワウの食害は依然として続いているのが現状でございます。そこで、まずカワウの被害状況を今どのように把握しているのかお伺いいたします。

田中花き農水産課長 カワウによるアユの被害の状況ですけれども、平成24年度は約500万円と推定しております。平成19年度は被害のピークということで1,300万円ほどでしたけれども、近年は400万から500万円程度で推移しております。

清水委員 そういったことの中、各漁協は多くの労力を割いて追い払い等の活動を行い、被害の減少に取り組んでいるのでございますが、カワウ対策の新たな技術開発等について県はどのように考えているのかお伺いいたします。

田中花き農水産課長 対策としまして、繁殖地での銃器等による駆除作業を行いますと、群れをかえって分散させ、新たな生息地をふやすというリスクがあります。現在県が取り組んでおります、繁殖地でのにせの卵の置きかえやドライアイス等による繁殖抑制は個体数の抑制に効果的であります。また、繁殖地以外では、追い払いが有効であります。これらの対策を今後も地道に続けていくことが、現時点ではカワウの食害被害の軽減に最も効果的であると考えております。さらに今申し上げました繁殖抑制の対策は、他県に比べて先進的な取り組みでありますけれども、さらに経費削減を図るため、卵の置きかえの中身の方法等について検討を進めてまいります。以上です。

清水委員 そういったことから、十分今後についてもその対策を御努力していただければありがたいなと思っております。

(淡水魚の消費拡大について)

次に、淡水魚の消費拡大について伺います。御承知のとおり、最近県の養殖漁業が出した甲斐サーモンがあちらこちらで目にとまるようになってきており、普及の兆しを感じられます。今後、さらにそういった甲斐サーモン等の魚について、消費拡大に向けた対策は必要であると思いますが、県の取り組み等についてお考えをお伺いいたします。

田中花き農水産課長 淡水魚の消費拡大についてでありますけれども、平成 24 年度には、地域特産魚需要拡大事業、いわゆる消費対策を実施してまいりました。これは山梨県緊急雇用創出事業臨時特別基金を活用したもので、県産淡水魚の消費拡大に関する事業であります。これは県産淡水魚を紹介するホームページの作成や各種イベント等への参加を通じ、淡水魚に関する情報発信、飲食店等への淡水漁業の啓発業務を実施いたしました。また、現在やっている事業ですけれども、美味しい甲斐開発プロジェクトの取り組みの一環としまして、イワナの骨酒の開発等への支援を行っております。加工品開発による消費拡大にも取り組んでおります。

清水委員 海の魚、川の魚等あるわけですが、川の魚というのは最近非常に重要視されておりますので、その点を十分考慮していただければありがたい。特に山梨県は御承知のとおり、温泉が各地であります。そんなことを考えてみれば、多くの観光客が訪れるときには、夕げの食卓には海のマグロなど海産の具材が並ぶよりも、この山梨県のこうした山の中でのアユやヤマメの塩焼きなどを提供するのが山梨らしい 1 つのおもてなしではないかなと、そんなふう考えるのでございますけれども、そういった面も捉えながら、新たな食材となる養殖魚があるのかどうか、その辺についてもお伺いいたします。

田中花き農水産課長 新たな魚種ということですが、県の水産技術センターでは現在、オリジナル魚の開発に係る試験、研究を実施しております。平成 24 年度からは、ブドウの搾りかすを利用した新ブランド魚の開発試験を行っております。これはニジマスの餌にブドウの搾りかすを添加し、ポリフェノールの効果を試験するものですが、これによる食味の向上を目指しております。この成果につきましては、先ほど委員から話がありました甲斐サーモンのさらなる一層のブランド力の向上に期待できるというふうに考えております。

また、J A ふじかわでは、平成 24 年度からホンモロコの生産に本格的に取り組んでおります。知事により富士川モロコと名前をつけていただいたところであります。ホンモロコはコイ科の魚の中で一番おいしいというふうにされておまして、新たな地域の特産物となりますよう、生産の拡大と販路の開拓に向けた取り組みを支援してまいります。以上です。

委員長 清水委員に申し上げます。本委員会は平成 24 年度の決算の審査について付託されております。平成 24 年度決算にかかわる質疑をお願いいたします。

清水委員 特に山梨県は自然環境を生かした重要な産業の 1 つであるということを十分認識をしていただきながら、内水面漁業の振興に積極的に取り組んでもらうことを申し上げます。質問を終わります。

(確かな学力の定着・向上について)

清水委員 次に、108 ページの義務教育課、確かな学力の定着の向上につきまして質問を

させていただきます。この向上については、チャレンジ山梨行動計画をはじめ、チャレンジミッション、やまなしの教育振興プランにおいて重点施策となるなど、県教育委員会としても大変重要な施策として取り組んでいただいているものと考えております。また、保護者をはじめとした県民の関心が深いことは言うまでもありません。

それで、資料には学力向上に関する取り組みが具体的に 3 つほど示されていますが、もう少し詳細に説明していただくとともに、その成果と明らかになった課題についてお尋ねをいたします。

渡井義務教育課長 学力向上対策としましては、3 つの事業で取り組んでまいりました。まず学力向上推進協議会の開催であります。これは学力向上アドバイザー事業の 1 つの取り組みとして、大学教授や校長会、PTA 代表などにお集まりいただいて、学力向上対策全般について指導、助言をいただいたものです。そのほかに、大学教授等による示範授業を観察して実践力を高める授業力養成講座、保護者を対象に家庭学習の充実を図る学力向上の集いなどを行いました。

また、学力向上パイロットスクール事業では、県下 5 地区で小中合わせて 10 校を指定し、実践的な研究を行うとともに、域内の学校に向けて授業研究会及び事例研究会を開催しました。

さらに、学力把握調査事業では、小学校 3 年生、5 年生及び中学 2 年生を対象にしまして、本県が独自に作成した問題で調査を実施しました。この調査は県内の全ての公立小中学校で活用されまして、県ではそのうちの 10 % の児童生徒を抽出して採点、分析を行いました。

こうした事業を進めた結果、教員の授業力の向上や保護者との連携の強化が図られました。また、パイロットスクールの実践が域内の学校に普及されました。さらに、学力把握調査の結果を踏まえて、一人一人の児童生徒に対してきめ細かな指導が行われ、県教委が作成した授業改善プランに基づいて各校での授業改善も進められました。学力把握調査から明らかになった課題としては、80 % を目標としていた平均正答率を超えた教科が少なかったことから、学習内容の定着状況は十分とは言えません。また、各教科とも特定の領域や分野に課題があることや、記述式の問題が苦手であることも課題となっております。

清水委員 今、課長から学力の関係の調査の結果をお答えいただいたわけですが、山梨県内の児童生徒の学力の定着状況は十分でないというお答えでございました。そこで、全国的に見た場合の本県の児童生徒の学力の状況はいかがかお尋ねいたします。

渡井義務教育課長 本年 4 月に実施されました全国学力・学習状況調査の結果を見ますと、まず教科に関する調査において平均正答率はプラスマイナス 5 % の範囲内にあり、ほぼ全国と同等であるという結果でした。しかし、中学校国語を除いて、全国平均正答率を下回っており、昨年度と比較するとその差も開いているという厳しい状況であります。なお、本年度調査を実施した中学校 3 年生については、3 年前の平成 22 年度の調査時と比較すると、全ての分野において向上しており、改善傾向にあると言えます。

清水委員 県の教育委員会は厳しい状況であると受けとめておるわけですが、実際の児童生徒はそれぞれの学校に在籍しているのでありますから、小中学校の設置者である市町村の教育委員会や学校現場がもっと危機感を持っていくということが必要ではないでしょうか。過日、横内知事が、70 億円近いお金を使っており、全国

学力・学習状況調査の結果は公表していくべきものであるという発言もございました。私もこのことについては今の山梨県の現状からすれば当然また同感であります。市町村教育委員会や学校が責任を持って学力向上をするためにも、ぜひその結果を公表すべきと考えます。その点についてどのようにお考えか伺います。

渡井義務教育課長 この調査の目的は、一人一人の児童生徒の学力や学習状況の把握・分析と、それぞれの学校における教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることにあります。文部科学省が示しています実施要領では、都道府県教育委員会は、個々の市町村名、学校名を明らかにした公表は行えないことになっており、また、市町村教育委員会も個々の学校名を明らかにした公表は行えないことになっております。しかし、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、市町村教育委員会が全体の結果を公表することや、学校が自校の結果について公表することはそれぞれの判断に委ねられており、昨年度は保護者や地域の人たちに対して、本県の小学校では 62.8%、中学校では 46.0% が公表や説明を行っております。

清水委員 私はその答えに対して、何が何でも公表せよということではありません。児童生徒が少人数の学校については、個人が特定されるおそれがあるため、十分な配慮も必要だと思います。しかし、現在、山梨県の児童生徒の学力の状況を考えたときに、市町村長が市町村あるいは学校の結果を公表し、実情を明らかにすることで、それぞれの地域や家庭を巻き込んだ学力向上に取り組めるものと考えますが、その点についてはいかがでございましょうか。

渡井義務教育課長 委員の御指摘どおり、教育委員会や学校には保護者や地域住民に対して説明責任がございます。したがって、県教育委員会としまして、実施要領に基づいて、その説明責任を果たすように市町村教育委員会や学校に指導してまいりたいと考えております。また、全国学力・学習状況調査の質問紙調査においても、本県の児童生徒は全国と比較して家庭学習時間が短く、テレビやビデオを見る時間が長いという課題も明らかになっており、これらの改善を含めて本調査の有効活用を図り、地域や家庭と連携して学力向上に取り組んでいきたいと考えております。

委員長 清水委員に申し上げます。決算の審査に関わる質疑をお願いいたします。

清水委員 教育委員会の問題でございますから、数字をどうこう言う問題ではございません。内容については、昨年度のものについて指摘したわけでございます。以上で私の質問を終わります。

( 休 憩 )

( 財産処理について ( 未登記用地 ) )

渡辺委員 それでは、未登記について伺います。歳入歳出決算審査意見書の 12 ページに記載されていることですが、平成 24 年度末の公共事業に伴う取得用地未登記筆数は累計 3,185 筆、過去から減少しつつあるわけですが、まだ相当数、登記できないままいるわけでございます。このうち、農政部にかかわる未登記数はどのくらいあるのか、まず伺います。

渡辺耕地課長 農政部にかかわる未登記筆数がどのくらいあるかというお尋ねでございますが、農政部の平成 24 年度末の未登記数は 706 筆です。

渡辺委員 全体から見れば農政部は大変少ないという印象も受けますけれども、このように未登記が発生しましたので、用地の取得の仕組み、そうしたことも含めて発生した理由について伺いたいと思います。

渡邊耕地課長 用地取得の手続といたしましては、農政部の場合、市町村に委託して土地の権利者と契約を結びまして、補償金を支払った後に工事に着工するという手順になっております。補償金の支払いにつきましては、現在は契約後に所有権移転登記に必要な書類が提出された場合に補償金の 7 割を前払い金として支払い、残金は登記完了後に支払うという手続を進めております。

しかしながら、過去におきましては、防災事業などの緊急性を有する場合には、登記に先立って補償金の支払いや工事を行ったことがございます。その後の登記処理において相続人の承諾が得られなかったり、または公図と現況が一致しなかったりというようなことがございまして、そういったような理由で未登記が生じた事情が過去にはございます。

渡辺委員 何となくさっぱりしないことですが、平成 24 年度にも筆数が増加していることの中で、これについても説明していただけますか。

渡邊耕地課長 平成 24 年度に一時的に筆数がふえておりますのは、年度末に工事執行のために用地買収した筆がふえまして、それを処理するために一時的にふえたものでございます。今年度の話になってしまいますが、今年度に入りましてそれについては大半が解消してございます。

渡辺委員 それにしても公共用地が未登記のまま残っているのは非常に憂う問題ですが、将来的に時間が経過すればするほど問題が複雑化して、特に登記に絡む問題ですから、本人だけでなく、だんだん相手が広がってくるわけですね。そうしたことを考えますと、時間がたてばたつほどさらにこの問題を解決するのは難しいということで、できるだけ早く解決しなければならない、そういう性格だと思えます。これまで毎年、取り組んできているとは思いますが、今後どのような対策をもって進もうとしているのか方策がありましたら伺いたいと思います。

渡邊耕地課長 具体的にどのような対策かという御質問でございますが、今現在各農政事務所には登記専門の非常勤嘱託を確保してございます。山梨県下で農政部関係で 5 名おります。また、平成 23 年度からは過年度未登記処理方針というものがございまして、それに基づきまして、各農務事務所において過年度未登記の再調査を実施しております。その結果を踏まえまして、登記が可能、登記を保留するもの、登記対象外というような形で 3 種類に分類いたしまして、登記可能なものから集中的にその解決に取り組むこととしております。今後も財産管理の適正化の観点から未登記の解消はぜひとも必要でございますので、今後努力していきたいと思っております。

(土地改良事業費について)

渡辺委員 強力に推進していただくことを願って、次に移ります。

歳入歳出決算説明資料、農の 10、土地改良費の繰り越しについて伺います。平成 24 年度の土地改良事業の繰越額が 7 億 4,510 万 8,000 円と大変金額が多いわけですが、この繰越額の多い理由についてまず伺います。

渡邊耕地課長 繰越額が多い理由でございますが、平成 24 年度末の国の日本経済再生に向けての緊急経済対策がございました。それに伴いまして、インフラの老朽化対策や防

災・減災対策など緊急性の高い事業につきまして、平成 24 年度 2 月補正でおおむね 52 億円計上してございます。そのため、例年よりも繰越額が多くなったというのが理由でございます。

渡辺委員 理由はわかりました。ただ、これはもともと私の持論ですけれども、第一次産業、農政、を含めた基盤整備、これは最も大事な事業であるというような思いもありますのでさらに伺うわけですけれども、もう一つの 20 億円、この繰り越しについてはどんな理由だったんですか。

渡辺耕地課長 繰り越しの主な理由につきましては、地権者との用地交渉のおくれ、もしくは工事に伴う、電柱などの移転に際し関係する機関との協議、調整が難航したために、時間を要したというものがございます。そのために、年度内の完成が困難となりまして、その工事等に適正な工期を確保するために処置したものでございます。

渡辺委員 最後にそれでは、繰り越しの理由についてはおおむね理解しましたけれども、繰り越された予算の執行状況はいかがですか。

渡辺耕地課長 繰り越された予算の執行状況でございますが、年度当初より補正予算を活用しまして緊急性の高い工事や測量設計及び用地買収等、早期執行のために取り組んでまいりました。したがって、現在、おおむね 9 割程度が執行済みとなっております。

(山梨の新農産加工品の開発推進について)

齋藤委員 それでは、主要施策成果説明書の 24 ページ、やまなしの逸品、新農産加工の開発推進の関係について少しお尋ねしたいと思っております。ここにも 600 万円からの予算が計上されておまして、農産物を加工して付加価値をつけて販売するということが、農家にとっても非常に大切な分野の 1 つであります。今こそ農業の六次産業化ということが叫ばれて、付加価値をつける二次産業部門の中での位置づけがされてきたところでありますが、このことを考えると、私が十何年前、村長時代に私はいち早く加工場をつくって取り組んできたことが思い出されるわけでありまして。県として付加価値をつけてどのような形で取り組んでいく、今後の考え方というか、今回のこの予算の中で取り組んできた成果というか、それを先に少しお聞きしたいと思います。

河野農業技術課長 委員御質問の成果の関係でございますけれども、この事業につきましては 23 年から始めてまいりました。例えば 24 年度の場合ですけれども、全部で 9 品目この事業の中で加工品開発を進めて参りました。

齋藤委員 わかりました。次に、美味しい甲斐開発プロジェクトの関係で年 4 回検討会を開催してきたということですが、その内容を教えていただきたい。

河野農業技術課長 検討会の内容でございますけれども、年 4 回、東京農業大学の名誉教授であります小泉武夫先生をお呼びする中で、プロジェクトチームが中心になりまして、農家等が持参してまいります加工品開発の支援、また、試食を通じました味等の改善、さらには販路の確保等の助言を行っております。以上でございます。

齋藤委員 その検討委員会、どれだけの団体というか参加者が、参集してアドバイスを受けたのでしょうか。

河野農業技術課長 先ほど申しましたように、この事業とすれば2カ年、1年間に9団体の加工品の取り組みを支援しているわけですが、プラスアルファとしまして、小泉先生がせっかく山梨県においてになっている格好の中で、事業の対象外でありますけれども、農家の方々が自主的に作り出した加工品につきまして、先生のアドバイスをいただきたいというのが全体で、年間40品目程度、先生のアドバイスを受けながら商品化に向けた取り組みが行われているというのが現状でございます。

齋藤委員 それでは、「やまなしの逸品運動」、「私たちの一品」ということがありますが、これはどういう違いがあるのかを教えてください。

河野農業技術課長 お答えします。県域でのやまなしの逸品の関係につきましても、山梨のブランドとしまして全国に打って出たいというレベルの加工品を開発しているのが「やまなしの逸品」でございます。一方、「私たちの一品」でありますけれども、これにつきましては、いわゆる地産地消、域内流通、例えば販路を道の駅等の直売所等で売っていきこうという特産品を開発をしていますのが、先ほど申しました「私たちの一品」でございます。

齋藤委員 わかりました。それで、桃のコンポートの試作品をされたということですが、この成果はどうなっているのか、それをお聞かせいただきたい。

河野農業技術課長 今、委員おっしゃいました例えば桃のコンポートでございますけれども、これはJAふえふきと農家の方がコラボレーションの中で商品開発を進めているものでございます。これは今、県内はもとより県外にも販路を確保している商品でございます。また、県外の販路でございますけれども、大手のスーパー等の通信販売とかインターネットショップ上でも売られるような、最近開発されたものでございますけれども、非常に販路を拡大してきました、山梨を代表する加工品になりつつある商材でございます。以上でございます。

齋藤委員 わかりました。さきほどに少し戻りますが、私たちの一品開発の支援とありますが、この支援は先ほどの9団体の関係の内容はわかりませんが、この支援にはどのくらい費やしたのか、それを教えてください。

河野農業技術課長 この私たちの一品の開発につきましても、1団体50万円の事業費で、そのうち2分の1を県のほうで支援をしている状況でございます。年間にそれが5団体を対象にしているという状況でございます。以上でございます。

齋藤委員 そうすると、この開発支援が終わった場合、その商品をどのように売っていくか。また、どう活用していくのかということをお聞かせください。

河野農業技術課長 やはり農家経営の安定を図るためには、加工品をつくただけでは始まりません。先ほど委員がおっしゃいましたように、販路を確保する必要があります。つきましても、この事業の中におきまして、県内外の商談会とか大きなイベントへ開発しました商品を県と一緒に持ち込みまして、販路の拡大に努めているところでございます。そういう取り組みの中で、先ほど申しました桃のコンポート等につきましても大きな販路が拡大してきたという状況でございます。

(未来を支える多様な担い手づくりについて)

齋藤委員

わかりました。次に、未来を支える担い手の関係でお尋ねしたいと思います。アグリマスターのもとで実践研修を行う、就農定着制度は成果を上げていると聞きますが、平成 24 年度の決算額と今までの研修生の就農状況、これについてお尋ねしたい。

相川担い手対策室長 平成 24 年度の就農定着支援制度推進事業費といたしまして、2,757万4,

000円を執行いたしております。就農定着支援制度は平成 22 年度から実施しておりますが、平成 24 年度は研修生 25 人で全員が就農しております、平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間で 73 人中 72 人が就農しております。

齋藤委員

わかりました。次に、平成 24 年度から青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るために、青年就農給付金交付事業を実施していると聞いております。平成 24 年度の決算額と給付者の地域別の状況がわかりましたら教えてください。

相川担い手対策室長 青年就農給付金交付事業は、2 つ種類がありまして、準備型と経営開始型があるんですけども、研修期間中の支給を行う準備型の決算額が 5,037万5,0

000円で 49 人に給付しています。49 人の就農予定地の内訳というのは、中北地域が 24 人、峡東地域 22 人というようなことであります。それから、青年就農給付金の経営開始型のほうですけども、決算額は 8,662万5,000円で、14 市町村で 83 人に給付しております。83 人の地域別の内訳は、中北が 45 人、峡東が 28 名であります。

齋藤委員

次に、就農者についてはしっかりと、言うならば、地域に根づかせることが大切であり、就農者のアフターフォローが特に重要と考えますが、その取り組み状況もあわせてお伺いしたい。

相川担い手対策室長 新規就農者につきましては普及センターが重点指導対象として位置づけまして、生産とか経営に関する経営の安定化に向けた課題の解決につきまして支援しております。また、市町村が策定いたします人・農地プランに新規就農者を県として位置づけるように市町村と調整を図りまして、農地の集積による経営規模の拡大とか、経営開始型給付金の支給などによって経営の安定化を支援しております。

齋藤委員

最後に、平成 24 年度に取り組んだそれらの事業を総括して、この 24 年度の成果というものを全体的にどこまで図ることができたか、目標達成することができたかといことを言ってみてもらえますか。

相川担い手対策室長 農政部では、やまなし農業ルネサンス大綱において目標を掲げておりますけれども、平成 24 年度の目標が 215 人ということでしたが、実質 224 人が就農しております。そのうち、この就農支援制度等による就農者は約 41%ということになっております。

齋藤委員

その成果を新年度の予算にどう反映させるかということで取り組んだのか、それを最後にお聞きしたい。

相川担い手対策室長 25 年度の予算につきましては、同じく就農定着支援制度、それから、農業協力隊推進事業、それから、青年就農給付金(準備型・経営開始型)におきまして予算措置をしまして、引き続き地域就農者の確保、育成に取り組んでおります。

(魅力と活力ある高校づくりの推進について)

早川委員

成果説明書の 109 ページの下のほうの 5 番、魅力と活力ある高校づくりの推進について伺いたいと思います。施策・事業の概要及び成果のところに書いてありますけれども、県の教育委員会では、生徒数が減少する中で魅力と活力ある高校づくりを進めるために高等学校の再編整備とか学科の改変を推進したと書いてあります。最初に、この予算をつくる時点で、山梨県全体で生徒数はどういうふうに減少したからこういうことをやったのか、この時点での減少の把握を教えてください。

大塚新しい学校づくり推進室長 山梨県全体の生徒の減少の状況ということですが、生徒の減少については年々減少する傾向がございます、この時点ということで、いつを基準とするのかということがございますけれども、今年度を基準とさせていただきますと、今後 7 年間で 1,300 人程度減少するという見込みであります。

早川委員

今年度から全体的にという意味ですよ。

大塚新しい学校づくり推進室長 はい。

早川委員

多分 24 年度の予算を組むときは、減少したのは 60 数名だったと思うんですね。そんな中で、事業に取り組み、生徒が減少する中で再編するために、その際に学校関係者や P T A を対象とした意見交換会を行ったり、地域の会議を開催して、その地域の実情を踏まえた事業が書いてあるんですけれども、例えば参考に、10 月に発表された学校の、ここに書いてある東部の地域の事業があるので、東部に触れませんが、東部地域のこの事業で都留興譲館高校の事業で再編整備を行った中で、これは希望者数が 0.72 倍になっていますね。24 年度の事業として、地域の実情が東部地域のこの再編整備にどういうふうに生かされたのかお伺いします。

大塚新しい学校づくり推進室長 東部地域の高校再編に当たりましては、23 年度に地域会議を 3 回、24 年度に検討会を 5 回開催し、地域の要望を受け、谷村工業高校、桂高校の教育成果を継承、発展させる形で取り組んでまいりました。工業科につきましては、谷村工業が地域産業を支えている実情や、また産業技術短期大学校との連携強化の要望等を踏まえまして、機械、電子、制御、環境工学科の 4 学科を設置することにいたしました。また、都留市が米国ヘンダーソンビル市と国際交流を深めている実情、都留文科大学との連携による学力向上及び理系大学への進学対応等の期待に応えるため、英語理数科と普通科を設置することにいたしました。これらを踏まえ、320 人定員から成る総合制高校としたところであります。

早川委員

その 320 人というのは 25 年度の事業になってしまうんですけれども、全体的に生徒数が減る中、ミーティングで定員に関しては話されたんでしょうか。この時点の 24 年度の地域の会議とか P T A の会議の中で定員に関して話されたのでしょうか。

大塚新しい学校づくり推進室長 定員につきましては、地元のほうから両科合わせた定員としてほしいというような要望は聞いております。

早川委員

もちろんそういう各地域の要望があると思うんですけれども、1 つ言えるのは、全県下 280 人とか 260 人の定員がある中で、都留の事情で 320 人ということなんですけれども、0.72 倍というのは非常にもったいないので、私はこの時点

からも周知不足があると思うんですね。引き続き周知して、いつまでも 320 人に対して定員が 0.幾つということになるとほかのところに影響してくると思います。

それに関連して、例えば隣接します富士北麓の地域において、都留興譲館高校と同じような工業系の北陵高校の希望者数が、1.17 倍ぐらいなんです。こちらは、少し減らされてしまっているんですけども、24 年度の時点でも、地域から、学校別の定員はその地域の生徒の減少だけにとられないで、生徒が行きたいといって今その学校に行っているの、その希望も加味してもらいたいという要望も、24 年だけじゃなくて、22 年とか 23 年とか、県教委さんのほうにも行っていますよね。そういう同種の要望は行っていると思うんですね。これは参考ですけども、25 年度のついでの間も、東部地域の市町村長から同種の要望が上がっていると思います。私はこの点も十分考慮すべきだと思うんですけども、県教委として、こうした学校の定員数と生徒の希望するギャップを 24 年度の反省を踏まえてどういうふうに考えているかお伺いします。

大塚新しい学校づくり推進室長 学校の定員につきましては、委員御指摘の 1 次進路希望調査をはじめとしまして、地域の子供の数、高校再編・学科改変の状況、普通科・専門学科・総合学科の比率、過去の入学者選抜の結果、学校の適正規模、3 年先の見通し等総合的に勘案して定めております。特に新設というか再編整理した高校の場合は、期待とともに不安があることから、開設前の第 1 次進路希望調査は生徒の希望があまり伸びない傾向があると考えております。平成 22 年度開設しました笛吹高校の例でございますと、開設前の平成 21 年度の調査では、参考倍数が 0.78 倍でございました。翌年には 1 倍を超えまして、本年は 1.18 倍というような状況でございます。都留興譲館高校につきましても、もう少し長い目で見守る中で、生徒の希望をかなえられる、魅力ある高校づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

早川委員 ほんとに繰り返しになりますけれども、この事業で地域の実情を踏まえながらと書いてあるので、あまり継続して定員に満たないのであれば、近隣の学校から、中学校の生徒指導の先生とか父兄は、行きたい学校に行っても、要は、枠が狭められて合格しないので、経済負担が生じると思うんですね。遠くの学校も誘導しなければいけない。そういうことがないように、24 年度の事業でも十分反省があると思うので、ぜひそれを生かして今後取り組んでいただければと思います。以上です。

(「農産物輸出戦略の展開」のうち、海外トップセールスについて)

木村委員 成果説明書 23 ページの農産物輸出戦略の展開についてお伺いをいたします。農産物の価格が低迷する中で、農家の皆さんの所得の向上のためには、やはり農産物の価格向上が欠かせないと思うんです。そうした中で、農産物の輸出は新たな販路の開拓ということで大切だと思っています。海外トップセールスはそのための手段としてとても大切なことだと思っています。昨年度は予算額の 3 分の 2 で実施をしたようですけれども、当初の計画どおりできたのかまずお伺いをしたいと思います。

丹澤農産物販売戦略室長 事業につきましては、トップセールスや県産のフルーツフェアの開催など当初の予定どおり実施をいたしておりまして、不用額の内容につきましては、旅行代理店への委託金の入札差金、海外への資材輸送、それから、開催費用などの経費削減という内容になっております。以上でございます。

木村委員 わかりました。次に、海外のトップセールスは、このところ継続して実施されておりまして、知事の積極性といいますか、それを評価するところですが、費用はたくさんかけているわけですから、成果が求められて当然なんですけれども、そうそ

う成果が上がると思えないんですが、とはいっても、平成 24 年度の成果はどうか、具体的に成果が出ていればお聞かせください。

丹澤農産物販売戦略室長 昨年度につきましてですが、一昨年度、原子力発電所事故の影響によりまして海外で日本産食品が敬遠されたことなどによりまして輸出が落ち込みましたことから、J A 山梨中央会の廣瀬会長らとともに香港においてトップセールスを実施いたしました。香港では、政府機関への訪問や香港フードエキスポでの P R、それから、現地輸入会社へのセールス活動等を行いまして、県産果実の安全性をアピールいたしますとともに、放射性物質検査を迅速に行ってもらえるよう要望してまいったところでございます。

こうした取り組みによりまして、香港向けの輸出取扱高が回復し、昨年度は対前年比で約 3 倍に増加をいたしたところでございます。以上でございます。

木村委員 何か人の不幸で得をしたと思えないんですが、山梨は原発の影響がないということでそういう点では大変有利ではなかったかと思えます。前の金額がわからないので 3 倍というのがわからないんですが、それをまず 1 点。一問一答ですけども、ちょっとすみません。国々は自分の国を守ることがまずどこの国もそうなんですけれども、そういうわけですね。それで、3 倍になったということは前の金額と、それから、商談が成立して、これからその 3 倍が続いていくのか。2 点にかかりますけれども、同じ内容ですのでお伺いしたいと思います。

丹澤農産物販売戦略室長 輸出額については当室のほうで調査をしているものでございますが、香港につきましては、一昨年度 4,000 万弱のものが、昨年度およそ 1 億 3,000 万円ぐらいに増加をいたしております。以上でございます。

木村委員 一問一答なんですが、もう 1 点、関連があるので言ったんですが、3 倍になったと。それが今後も続いていくようなきちんとした取り組みをされてこられたのかというところ。

丹澤農産物販売戦略室長 海外につきましては、トップセールスとあわせて、毎年、香港、台湾等で県産のフルーツフェアを開催いたしまして P R をしております。また、職員が、J A の担当者が参りまして、あちらのほうの輸入会社、業者に対してセールス活動をしているところでございますので、年々増加をしていけるものと考えております。以上です。

木村委員 実は私も以前、香港に行ってまいりました。量販店を訪れたときに、日本のコーナーというのが結構広がったんですけども、リンゴといえば青森、イチゴといえば福岡、米はやっぱり新潟県の魚沼産というふうなものが中心に据えられていて日本を代表するという形になっていましたけれども、日本の物は安全安心だということで、かなり多くの日本の物が並べてありました。それで、やっぱり単年度で成果が出るものではないんですけども、皆さんの努力で継続して取り組むことが大切だと思います。マンネリ化もよくないし、バランスが大変難しいわけですけども、トップセールスについて計画性を持っておられるのか、この点について確認だけしておきたいと思えます。

丹澤農産物販売戦略室長 輸出につきましては、やまなし農業ルネサンス大綱におきまして、輸出額 5 億円を目標に掲げ、今後も高い成長が見込まれておりますアジア諸国への輸出拡大に取り組むこととしております。以上です。

木村委員 計画性についてということをお伺いしたので、どういうふうに計画を立てていて今こうだということところがちょっと物足りないんですが。

丹澤農産物販売戦略室長 この目標に向かしまして、海外での販路開拓については、まず県産果実に対する海外の認知に始まりまして、流通経路を次に確立していく。それから、取引の拡大へと段階的に取り組むということで、知事のトップセールスにつきましても、香港、台湾につきましても、何年か置きにトップセールスをし、この間に J A と県のほうでセールス活動とかフルーツフェアを開催し、浸透を図っていくということで、アジア地域の輸出をふやしていくという計画であります。以上でございます。

(「農産物販売戦略の強化」のうち、農産物販売戦略委員会について)

木村委員 わかりました。次に、22 ページの農産物の販売戦略の強化についてお伺いいたします。県産農産物の価格の向上のため、斎藤委員からもそんな意見が出ましたけれども、県はきちんとした販売戦略というものに基づいて取り組んでいくことが必要だと思っています。農産物販売戦略委員会が平成 23 年度に設置をされ、そして、3 回行ったと。24 年度には 2 回行われているということですがけれども、その販売戦略委員会をどのように生かされたのかまずお伺いをいたします。

丹澤農産物販売戦略室長 委員会におきましては、県産農産物のブランド力の強化や輸出の促進、それから、需要拡大等について論議をいただき、県産品の品質の高さをアピールする制度の構築、競争力の高い山梨ブランドとして周知する活動の実施、それから、原発事故により低減した輸出の早期回復という主に 3 点の御提言をいただきました。これを受けまして、昨年度新たに、富士の国やまなしの逸品農産物認証制度を創設いたしますとともに、県内 J A 等で構成をいたします山梨県農畜産物販売強化対策協議会の取り組みを支援いたしまして、県産農産物の P R や販売促進活動を実施いたしました。また、輸出回復に向けましては、先ほど申し上げましたとおり、香港でトップセールスを実施してまいったところでございます。以上でございます。

(「県産農産物のブランド化と販売対策の強化」のうちトップセールスについて)

木村委員 昔に比べるとすばらしい取り組みがされているなと思って感慨深く見ています。

次に、21 ページのブランド化と販売対策の強化についてです。海外のトップセールスというと、新聞でも取り上げられてとても注目をされるんですけども、私は農産物の出荷量を考えると、やはり国内での販路を強化することが重要だと思っています。

山梨といえばワインということで、これは結構国内はもとより国外でも普及していますけれども、果物で日本一の生産量を誇る桃とか、それから、ブドウにしても、関東の人は知っているかもしれませんが、関西のほうはちょっと無理だと思うんですね。九州に行ったときに、貴陽というすばらしいものがあるといってもみんな全然知らないわけですし、これだけ山梨の果実というものがすばらしいということをもっと知ってもらいたいなという思いがありました。米にしても、梨北米が魚沼産のコシヒカリよりおいしいと評価されたことが新聞に載りましたけれども、1 回限りで、その後の消費者に伝わっているかどうかということは私は大変危惧しています。

昨年度は国内で 3 回トップセールスを行っていますがけれども、トップセールスをはじめ、国内の販売対策強化のための取り組みについて、具体的な内容とその成果について伺いたいと思います。

丹澤農産物販売戦略室長 国内の販売対策につきましては、先ほどの農畜産物販売強化対策協議会と連携しながら、テレビ等による宣伝活動、それから、全国の小売店舗での桃、ブドウのフェア、それから、農産物の有利販売に向けました市場への要請活動などを実施いたしております。昨年度につきましても、全国ネットのテレビ放送、これにつきましても、県産農産物のおいしさ、品質の高さを広く消費者に伝え、あわせて、収穫時期に実施することで需要の喚起につながり、販売促進に大きな役割を果たしております。

全国でのフェアにつきましても、昨年度は北海道から九州まで 900カ所以上の店舗で実施をすることができ、山梨ブランドのPR、販売促進につなげることができたものと考えております。

トップセールスにつきましては、国内主要市場でございます東京、名古屋、それから、年末には、ころ柿の取り扱い量の多い甲府市場におきまして実施をし、販売促進に向けた協力を要請いたしました。消費者向けには、都内では銀座の三越、それから、名古屋では名古屋空港内のショッピングモールでそれぞれPR活動を実施いたしております。特に昨年度の知事のトップセールスにつきましては、流通事業者関係との協力も大変有効ということで、新たな認証制度の普及について、知事から直接流通事業者のトップに協力を要請していただき、各事業者の取引先とか職員に対し広く周知することができたと考えております。以上でございます。

木村委員 すごい努力をされているということがわかりました。先ほど海外で3倍になったという話を聞きましたけれども、これが国内の数量ですね、インターネットとかいろいろあって、個人的に売っている、出ているほうもかなりあると思うんですけども、大田市場を通じたその数量が、前年度に比べて24年度はどうか、今後に向けての数量の目標がありましたらばお聞かせください。

丹澤農産物販売戦略室長 数量の目標ということは特に設定をしておりませんが、JA全体では年間の売り上げ目標300億円ということで現在取り組んでおりまして、JAの系統出荷の販売実績は、10月末現在で約280億円であったと承知しております。以上でございます。

木村委員 さらに目標を高く掲げて努力していただきたいと思います。今年の夏は大変暑いということで、経験のない厳しさがありました。10月に入ったら、今度は台風だということでリンゴが落ちたとかということで、農家の皆さん、ほんとにこの厳しい条件の中、自然を相手ですから、農作物をつくるのは大変なんですけど、その苦労に報いるためにも、やはり価格の向上ということが農家の経営を安定するということが私は県として一番重要だと考えています。農産物の価格向上にしっかりとした対策を確立させることを進めていただきたいということで終わりたいと思います。ありがとうございました。

(新県立図書館の整備について)

飯島副委員長 提出させていただきました意見書にのっとって、新県立図書館の整備について伺います。主要施策成果説明書の114ページ関連であります。昨年11月にオープンした新県立図書館、1年たったということであります。いろいろなところでもう既に皆さん御存じのとおり、とても利用者が多いということで、本日の山梨日日新聞の朝刊でも、横内知事が、予想以上に活用され大変喜ばしい、高く評価しているというコメントがあって、多少数字も出ているんですが、改めて公式の場ということで、この図書館が、24年度の決算なんですけど、25年4月から11月とあ

るんですけれども、そこはちょっとお許しいただいて、この1年の数字と、前に比べてどのくらいふえたかお答えをいただきたいと思います。

近藤社会教育課長 それでは、お答え申し上げます。11月10日でちょうど1年を経過したところでございます。11月10日時点の入館者数が97万1,814人ということでございまして、旧の図書館の5.4倍の入館者数ということでございます。貸し出し点数につきましても、49万7,322点ということで、これにつきましても、旧の図書館の約5.3倍というところでございます。ちなみに、50万人の来館者数を予定してございましたけれども、25年、本年の5月24日で50万人を達成したという現状でございます。以上でございます。

飯島副委員長 予想の50万人をはるかに、2倍ぐらい上回り、しかも貸し出し数も5倍以上ということで、数字的にはとても喜ばしいというふうに思います。これに至ったいろいろな理由はあると思いますが、主な理由はどういうふうに当局では把握し、考えているのでしょうか。

近藤社会教育課長 御承知のように、立地条件が甲府駅北口に設置したということでございまして、位置どりが大変すばらしく、大変利用者が多いということ、それから、イベントルーム、交流ルームの設置がございまして、そこにおきましてさまざまなイベントが開催されたということで、多くの来館者があったと考えています。

飯島副委員長 私事ですが、私も住まいが北側のものでありますから、ここに来るときは必ずあの図書館の横を通るんですが、ほんとにたくさん盛況で、やっぱり北口で電車の通学・通勤にも便利かなということでは、いろいろな紆余曲折がありましたけれども、立地条件はよかったのかなと思っているところであります。

あと、この図書館のコンセプトを考えたときに、建設前に、知的活動の拠点、さまざまな出会いと交流の舞台となる図書館というふうに理解しています。いわゆる老若男女に幅広く開かれた図書館にしたいということであるというふうに思いますけれども、そういうことの観点でいくと、年代別というか、男女別というか、もしそんなような資料があって傾向がありましたら、その辺についてお伺いしたいと思います。

近藤社会教育課長 先ほど来館者数につきましては御報告申し上げましたけれども、性別、また年齢別での集計はしてございません。集計できる中で、貸し出し点数、またカードの登録によりまして年齢別が把握できますので、それにつきまして御報告申し上げます。

まず貸し出しでございますけれども、年齢的に23歳から59歳までの社会の方が全体の48.6%、それから、60歳以上の社会人と分けてございますが、60歳以上の社会人で23.1%でございまして、社会人とされる分類の方々が71.7%の貸し出しをしているということになります。それから、小学生が次いで11.2%ということで貸し出しが多くなっているところでございます。また、カードの登録者ということで調べてみますと、23歳以上、これは60歳以上の方も含めまして社会人が65.6%、やはり多い登録でございます。また、学生でいいますと、高校生が10.7%ということで登録が多くなっている現状です。以上でございます。

飯島副委員長 よく言われることですが、日本人は社会人になると勉強しないとか、本を読まないという傾向があるというふうに思われますが、今のお答えでいきますと、いわゆる

る大人の人の利用度も多いということでは大変喜ばしいことではないかなと思います。

あと、開かれた図書館ということでありまして、例えばもちろん図書館に行っていて利用している人が多いということでありましてけれども、例えば立派な図書館でありますから、個々の市町村の図書館にはない資料とかがあると思うんですが、いわゆる遠隔の人たちが何とか図書館を利用したいとか、あと、障害者の方とかそういう方が利用したいというふうな方策は何か 24 年度ではあったのでしょうか。

近藤社会教育課長 今御質問の遠隔地にお住まいの方の図書館利用でございますけれども、これにつきましては、各市町村の公立の図書館におきまして県立図書館の本を貸し出せる手配でございます。以前の図書館も実施してございましたけれども、新県立図書館になりまして搬送のルートも再度確認をいたしまして、早ければ申し込んだ次の日に届く、遅くとも 1 週間以内には届くようなルートに改善して、県民の利用に努めているところでございます。

また、障害者につきましては、駐車場等につきましても、障害者用の駐車場を 5 台用意いたしましたし、利用料金についても無料の対応ができるようにしてございます。

飯島副委員長 前の図書館に比べたら改善されているということで評価したいと思います。次に移ります。新しい図書館の建設に当たり、本の整理とか貸し出しを合理的にスムーズにするということでは、ＩＣタグの整備あるいは自動貸し出し機を活用するということがいわゆる鳴り物入りであったかと思えます。その辺の 24 年度の状況をお答えいただきたいと思えます。

近藤社会教育課長 情報システム等の整備につきましても、開館前に十分設置ができたところでございまして、特に今委員御指摘のＩＣタグによる図書につきましては、各本にＩＣタグを取りつけまして、全て管理ができるようになってございます。自動貸し出し機が館内に 11 台設置してございます。そちらに本を積むだけでどの本が何冊ということが確認できまして、カードで簡単に借り出しができるということでございます。この貸し出し機利用が 92% の貸し出しの利用を占めているということで、県民の皆さんの御理解を大変いただいているところでございます。

飯島副委員長 稼働率もいいということで、まずまずのぐあいかなと思っています。あと、何といたっても図書館ですから、蔵書の数、冊数というのが問題になるかと思いますが、当初の予定と比べて、今、どのぐらいの配備がされているのか、また旧の図書館と比べてどういう状況なのか改めて御質問したいと思えます。

近藤社会教育課長 開館に向けまして 3 カ年の計画で、特別購入、また通常購入も含めまして、また寄附等も加えまして 3 億 3,800 万円の予算を用意いたしまして、開館までに 10 万冊の購入をいたしました。合わせまして 60 万冊の蔵書が可能になったというところでございます。

それから、通常購入につきましては、図書が 4,000 万円、それから、雑誌等を入れまして 200 万円、その他もろもろを入れまして 4,300 万円の通常購入費を年間計上いたしまして、予定では大体 1 万冊の購入を計画し進めているところでございます。

飯島副委員長 過日、私どもフォーラム未来で鳥取の図書館に視察に行ってきました。この県立図書館が建設される前ですね。その視察の勉強を受けて質問を何回もさせてもらっ

たんですけれども、鳥取の県立図書館は毎年蔵書の購入費の予算が1億円と、それを9年間続けているということがあります。なかなか財政事情が違うものですからすぐということとは求めるつもりもないんですが、そういった例もあるということも含めて参考にしていただきたいと思います。

それから、次に移ります。施設の維持管理、これ、この決算特別委員会で指定管理者という部分の質問を行ったんですが、図書館内部にカフェとか、先ほど答弁もありましたけれども、駐車場がありますよね。当初計画と比較してどんな稼働をしているのか、あるいは図書館の使い勝手についてどんなふうに判断しているのかお伺いしたいと思います。

近藤社会教育課長 施設につきましては、予定どおりの形で完成したわけでございますけれども、特に途中で駐輪場の不足の御指摘をいただきました。120台分の駐輪場ございましたけれども、182台の駐輪場を増設いたしまして、合計302台分の駐輪場の場所を用意させていただきました。

それから、駐車場につきましては153台分でございますけれども、現時点では大きなトラブルもないと思っております。特にイベントがあった場合に、一斉に終わって図書館を出られるということで、駐車場内での渋滞または道路へ出るときの多少渋滞があるようでございますけれども、指定管理者並びにイベントの主催者の協力をいただきまして適切な誘導をしていただき、大きなトラブルになっていないと了解しています。

飯島副委員長 駐車場の使用データにつきましてはちょっと意見があるんですが、ここは決算特別委員会ということですから、ほかの場で申し上げたいと思います。駐輪場がふえたということはとてもいいことだというふうに評価したいと思います。

最後に、この図書館のニックネームというかサブネームというか、ありますよね。それをあえて課長からおっしゃっていただければ。

近藤社会教育課長 今、委員御指摘の図書館のニックネームでございますけれども、すでに御承知と思いますが、「かいぶらり」とつけたところでございます。実はなかなかかいぶらりの愛称が使われていないのではないかと御指摘もございました。また改めましてかいぶらりにつきまして、その活用等につきましては図書館と協議をしまして進めていきたいと思っております。

飯島副委員長 あえて24年度でそういうかいぶらりのPRでもしたのかなということも含めて御質問をしたつもりなんですけれども、まだまだ浸透していないということでありますので、これを課題として取り組みの1つにさせていただきたいということで質問を終わります。

(山梨県地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金返済について)

小越委員 不当と認める事項の同和の奨学金です。山梨県地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金返済の問題です。部局審査のときにも確認しましたけれども、貸し付けた人数です。ただいま未納が68人、免除が12人、半納が20人、合計で100人。そして、決算書359ページを見ますと、貸し付けた金額は、平成24年度末で7,888万8,568円、平成24年度中に501万円返済してもらったけれども、平成24年度中の収入未済が2,085万円ということになります。そこで、部局審査のときに曖昧なお答えだったんですけれども、7,888万円に延滞金を含めると、返済してもらうべき金額は現在お幾らになっているのでしょうか。

赤池高校教育課長 24年度分に関しましては、調定額といたしまして2,600万円、このうち収納額が458万円程度、それから、それらのうち、不納欠損で合計85万円があります。収入未済額は1,000万円程度です。延滞金であります。延滞金につきましては、前回は御説明申し上げましたけれども、最終的に返還があったときに改めて計算するというものでありまして、24年度分ということではなくて、これまでの延滞金の該当するものだけを調べた結果は、101万円ほどになっております。以上です。

小越委員 違いますよね。私聞いたときに、大体8,000万円ぐらい貸し付けしているんですけども、延滞、たしか14%ぐらい大体つきますよね、普通的时候には。これもそうだと思うんです。それで、部局審査のときには1億円ぐらい超えるんじゃないですかと聞いたら、「そのようになります」というお答えだったんですけども、全然数字が違うんですけども、約8,000万円に14%ぐらいの延滞金がつけば、1億円を優に超えるんじゃないですか。

赤池高校教育課長 前回は御説明申し上げましたけれども、延滞金につきましては返還があったときに初めて計算ができるものであります。これまでも、貸付金は現在8,000万円ほどまだ未済になっていますけれども、かなりの額がまだ完納になっておりません。完納になった中での決算であります。以上です。

小越委員 だから、どのぐらい返済してもらうべきなのか。1億円ぐらいあるんですか。完納したときの101万円じゃなくて、今、未納の方がいらしゃると。今までで、全て貸出しが終わっているわけですから、延滞金の計算ができるわけですよね。だから、県として今、幾ら返してもらうべき金額がどのぐらいあるのかと聞いているんです。部局審査のとき、1億円を超えているのではないかという質問のとき、そうですというお答えが来ましたので、正確な数字をお持ちじゃないかと思ってお聞きしているんです。

赤池高校教育課長 繰り返して申しわけありませんが、先ほどと同じとおりですけれども、それぞれについて返済が完了したときに計算していますので、元本につきましては8,000万円程度であります。実際にまだ完納された方が少ないものですから、先ほどのような金額を出しています。

小越委員 完納していただきますと、延滞金を含めて1億円以上、8,000万円に14%を掛けたとしても、1億円は優に超えると思います。

それでお伺いするんですけども、部局審査のときに、全て借りた人は判明しているというふうにお答えがありました。それで、平成24年7月に監査を行ったところの指摘によりますと、この貸付金におきまして、奨学金の借用証書未提出が37件、金額で5,791万円あったと。それに対してお答えが、借用書未提出者45件に対して云々かんぬんで8件提出があったというんですけども、先日のお答えでは全部わかったという話ですけれども、では、借用書をまだ提出していない方は何人いらっしゃるんですか。

赤池高校教育課長 先ほど委員の御質問の中に14.数%というのがございましたけれども、条例では10.75%になっていますのでよろしくお願いたします。

現在、借用書の未提出者は35名であります。

小越委員 35人ということですけども、そのうち、ここにもあるんですけども、平成

24年の監査によりますと、それによりまして督促とか電話、現地調査をするべきだとありますけれども、24年度はそのようなこと、どのぐらい、何回行ったんでしょうか。この35人の方が借用書を出していませんけれども、未納の方が68人いらっしゃるんです。その方々に督促催告、現地調査、何回どのように行ったんでしょうか。

赤池高校教育課長 何回ということは数字を持ち合わせていないのでお答えできませんけれども、督促につきましては、全員にお伝えして、督促状を発送しておりますし、それに反応していただけない方には、電話による催告、それから、訪問を行っております。回数についてはデータがありませんので、お答えできません。以上です。

小越委員 それで、先日の部局審査のときにも、以前は給付だったので、これは貸し付けになったから、なかなかトラブルがあってというんですけれども、全く返還意思のないという方々は何人ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

赤池高校教育課長 返還意思のない方というのは、私の推測上のところでは、先ほどの借用書の未提出者というふうに考えております。

小越委員 その35人の方々が返還意思がないといいますと、その方々に対してはどうやってこれから、24年度もこの方々にどのようにアプローチしていたのか非常に疑問なんです。先日の部局審査のときに、たしか雑入で85万4,000円が不納欠損処理したというふうにお伺いしました。このときに山田委員からもあったんですけれども、10年たって本人が返済できないと言え、不納欠損処理できるというふうに御答弁があったんですけれども、この貸付金は昭和62年で貸し付け制度が終わっています。20年間据え置いて返すとなりますと、もうこの10年が適用される方々が出てきてしまうと思うんですけれども、今後このような方々にこの部局審査の雑入のように、本人が10年たったから返済できないからということで不納欠損をする予定なんですか。そういうふうこれからその方向で行くんですか。

赤池高校教育課長 どのような対処をしてきたかということですが、全日本同和会山梨県連合会事務局というところがございまして、その代表の方と何回かお話しする中で、団体の代表の方からは、親切丁寧に対応してほしい、法律上返還しなければならないものであればそのように進めて構わないということ、団体の方からはそのようなお考えをいただいておりますけれども、個々につきましてはなかなか、先ほど委員のほうから御説明ありましたように、昭和62年当時の給付から貸与に変わったときのいきさつを納得いただけていない状況でありまして、今のようになりました。以上です。

小越委員 だから、そうしますと、普通、県営住宅の滞納のときには訴えの提起ってしますよね。ということで、このときにも、この借用証書のところにも、奨学金の貸与を始めるときには、本人、親権者、保証人の連帯による誓約書が取り交わされており、その中には、誠実に返還の義務を履行すること、強制執行の手続をとられても異議がないことがうたわれております。書いてありますよね。となったら、この全日本同和会を通じてそうお話ししながら、35人の方が返還意思もなくそのままずるきて、それでこの場合だけ不納欠損処理するのは非常におかしいと思うんです。だったら、県営住宅のときにやっているように、異議がある場合ですから、訴えの提起というのはどうしてしないんでしょうか。

赤池高校教育課長 今お話になっている地域改善対策の貸付金に対する訴えの提起でありますけれども、私どもの課が担当している返還金につきましては、これ以外に、授業料も 21 年度で終わっています。それから、県の奨学金、これも平成 19 年度で終わっております。今現在、 の奨学金と奨励金とがございますけれども、これらのものにつきましても、我々の強制的な徴収権はありませんので、これまでも返還についてのそのような法的な手続はとっておりません。以上です。

小越委員 そうしますと、全体まとめますと、山梨県債権管理ガイドラインに定めて、いろいろどうするかであると思うんです。とりわけこの方々は、借りたにもかかわらず、俺は借りていないと。返還意思がなくて、ずるずるきているわけです。その方々に、教育委員会だけじゃなく、全体の同和行政かもしれませんけれども、何のアプローチもしなくて、10 年たったらそれが不納欠損で処理して借りたものも返さなくていいというふうになりますと、非常に不公平だと思うんです。この人たちは返還意思がないからと言っているから、悪質といえば悪質なんです。どうして訴えの提起をしないのか、私、おかしいと思うんです。ほかのところと比べて、この同和行政だけ異常な対応をしていると私は思います。このことについて、私はかなり不当だと思います。35 人の返還意思がない方々のお金はかなりの金額になると思います。未納者は 68 人ですからね。その方々の延滞金も含めて幾らになるのか、そして、それが 10 年たったから、本人が返さなくて不納欠損処理するなんていうことは絶対おかしいと思います。ほかの貸し付けではあり得ないこの不透明なやり方に私は同意することはできません。意見です。これで終わります。

委員長 以上で、意見書の提出があった件についての質疑・意見を終了いたします。  
次に、意見書に関連する質疑・意見に入ります。この際申し上げます。御発言の際は、関連する意見書及び項目を明確にした上で質疑・意見をお願いいたします。意見書に関連する質疑・意見はありませんか。

(内水面漁業の振興について)

白壁委員 清水委員の関係で関連をさせていただきたいと思います。実は私も漁協のメンバーでありまして、言わんとされていることはまさしくそのとおりで、海なし県の山梨県にとって内水面漁業というのは極めて重要。その淡水魚というのも、今、カワウの話がありまして、カワウの対策がやられているということだったんですが、今、カワウもそうですけれども、カナダガンも大分多くおります。カナダガン、この対策、どういうふうにしていますか。

田中花き農水産課長 河口湖のほうでカナダガンが繁殖して農作物に被害を与えているというのは承知しておりますけれども、内水面の、要するに魚への食害というのはカナダガンでは承知していないというのが現状でございます。カナダガンによる水産物への被害はないということです。

白壁委員 カナダガンで相当魚がやられていることは間違いないんだよね。把握してないということですか。

田中花き農水産課長 申しわけありません。カナダガンによる食害の数値は把握しておりません。

白壁委員 カナダガンも相当鳥獣被害のうちの 1 つなので、ぜひチェックしてほしいんですが。

それと、いわゆる内水面漁業の振興について関連して先、聞くけれども、放射線

量のセシウムの量を調査するのは違う課。だけど、直接的には今の花き農水産課でやっていると思うんだけど、この状況の把握をされていますか。

田中花き農水産課長 各漁協の主要な魚種につきまして、その魚、解禁日があるのは解禁日の前と解禁中、それから、養殖魚を含めて、県内各魚種について調査を行っております。

白壁委員 その数値はどうなっていますか、24年度、23年度、今年度。

田中花き農水産課長 すみません、正式な数値は今、手元になくて申し上げられないんですけども、河川の魚につきましては検出がありません。全て検出限界値以下。一部、富士五湖のワカサギで基準値を大きく下回る一桁台の数値の検出の結果があります。それは昨年度も今年度も同様であります。

白壁委員 東京都あたりはたしか500ベクレルが基準値になっている。100か。当時500だったのが、それが100ベクレルに落とされたんだね。一桁台ということは9ベクレルまでということですか。

田中花き農水産課長 もしくは十数ベクレルというオーダーだというふうに記憶しております。全て基準値を大きく下回っている数値であります。

白壁委員 この関係で東京電力に補償させているんですよね。風評被害の関係で山梨県の中で東京電力に補償されたというところがありますか。

田中花き農水産課長 県内の漁協で東京電力に補償を要求したという事実はないというふうに承知しています。

白壁委員 実際、釣り客の皆さんが心配するんですね。県で情報開示されている部分、ない部分、最近その話がないんだけど、ワカサギを釣って食べてもいいのか、いわゆる淡水魚というか、湖の中にいる魚を食べていいのかということをよく言われるんですけども、こういうもので心配だと。前もそんな話しましたよね。県外の方が私のところへメールをくれた。その人が、どうなんだと。情報をくれないから、我々が食べていいのかわからない。山梨の湖に行きたくないというようなことを言って。もう1点、そこで、釣り場のいわゆる釣り券というか、遊漁料というか、それを買ってあるんだけど、これを払い戻ししたいなんていう話が出ている。この点、どういうふうに考えますか。

田中花き農水産課長 放射性物質の検査の結果につきましては、県のホームページで公表するとともに、各漁協に検査結果を速やかに通知しまして、漁協での広報等に努めていただくようお願いしてあります。また、全て基準値を大きく下回っているという結果ですから、食べても安心。楽しく釣って、しかも食べていただきたいという話をしています。

私どもは特に安全だという前提条件ですから、購入された遊漁券の払い戻しとかそういった話は、現在のところ、申しわけありませんが、私の知る限りではないというふうに承知しております。

白壁委員 やっと遊漁券のところへ入ってきたので、ここから先まで行きたいと思うんだけど、遊漁券というのは各漁協が発行しているものですよね。確認します。

田中花き農水産課長 各漁協が定めた遊漁規則に基づき、遊漁券を発行というか、釣り客の方に購入していただいているということです。

白壁委員 年間券で県で発売しているのではありませんか。

田中花き農水産課長 全县共通の年間券というんですか、それは県の漁連で販売しているというふうに承知しています。

白壁委員 県の漁連というところがどういう趣旨で使っているのかわからないんだけど、一般の例えば河口湖漁協で発券したところに県の漁連で発行した年間券を持ってきて、水戸黄門みたいな、これが目に入らぬか、あなたたちどきなさいとか、結構強気でいろいろ言うらしいんだけど、こういう人たちってどういう人たちが買っているのですか。

田中花き農水産課長 県漁連で発行している年間券、県漁連は各漁協が構成している団体であります。ですから、各漁協の承諾の上で発行されているということで、それをもって県下全部で通用するというので、特にどういう方が買われているかというのは承知しておりません。

白壁委員 要は、年間券を県で買っているような人たちは相当なれのある人なんだよね。普通、そんなこと知らないですから。漁協に行って買うんだというのが普通の考え方なんだけど、それ以上の人ですよ、そういう人は。この発券されたお金は、誰が使って、何のために使っているのですか。

田中花き農水産課長 それは県漁連の運営に使われているというふうに承知しております。

白壁委員 県漁連って何やっているんでしょう。ということは、要は、遊漁券の販売をして、釣り客が買うということは、買うためには例えば放流のためだとか、釣り場の何とか整備のためだとか、幾つかうたわれている。それに使われているのかということ。誰が何のためにそういうものを集めて、それを天下の印籠みたいな形で持ってきて、僕はちょっと腑に落ちないんです。これ、何年ぐらい前からされているものですか。

田中花き農水産課長 申しわけありません。何年から発行されているかというのは承知しておりません。

白壁委員 24年、どのぐらいの枚数が売られているか、わからないね。出先だもんね。でも、管理監督するというのが県じゃないんですか。

田中花き農水産課長 漁連の監督指導は花き農水産課で行っております。年間券の売上高等につきましては、後日詳細な数字を御報告させていただきたいと思っております。

白壁委員 漁協でこの辺をしっかりと、これからの時代、今年度25年度もどうなのか、まだ先まで聞きたいんだけど、あんまり聞くわけにいかないけど。

そこで、今度、クニマスというやつ、皆さんの努力で何とかなった。クニマスの関係で、この間、武田信玄の親戚の秋田の知事が、クニマスを里帰りさせていただきたい、させてもらおうよ、もう言い切りみたいな感じだったんですが、これは県でもそんなこと言っているようだけど、誰が言い始めたことですか。

田中花き農水産課長 過日、国文祭の開会式の日だったと記憶していますけれども、秋田県の佐竹知事が来たときに、山梨県の知事から、秋田県のほうに里帰りをさせるという話をいたしました。

委員長 白壁委員に申し上げます。24年度の決算審査と関連性を明確にして発言してください。

白壁委員 委員長の言うとおりにします。以上で終わります。

(蚕糸事業費について)

望月委員 農7で少し、疑問に思ったんですけれども、24年度で蚕糸業の指導費11万6,000円、金額的には少ないんですけれども、この県下で蚕糸をしている方が、おそらく前に聞いたときにはないというのが、今度24年度で指導費として11万6,000円出ているんですけれども、この内容についてお聞かせ願えませんか。

田中花き農水産課長 蚕糸事業費、これは全て経常経費で事業経費はございません。

望月委員 経常経費ということですが、これは指導費として出ているでしょう。そうすると、事業に対するにそういう指導をどこかへしているんじゃないですか。そうじゃないんですか。そういう理解をしたんですけれども。

田中花き農水産課長 蚕糸業指導費につきましては、過去に県内の製糸業の取りまとめだとか、そういうような事業をしていましたけれども、現在、製糸業者は県内にございません。というようなことで、そういう調査事業、実質的な事業費の事業経費というのはなくて、それに、過去にあった経常経費、基本的な経常に使う経費が盛られているだけの費用になっています。

望月委員 今の説明だとおかしいじゃないですか。私も言ったように、県下にもう製糸業なんていうのはないんでしょう。それが24年度で、今、経常経費で過去のものということでこういう指導費として載せているんだから、そこらの説明がつかないものを予算計上するということがおかしいじゃないですか。

田中花き農水産課長 製紙業はございませんけれども、養蚕を続けていらっしゃる養蚕農家が現在26戸ほど県内各地にまだいらっしゃいます。それらの方に対する直接的な指導ではなくて、かかわる経常的な経費というふうになります。

望月委員 今そういう説明があって、さっきは製糸業もないし、養蚕をやっている方もないような説明だったから、私はこれ、追及したんですよ。そういう生産者もいるんじゃない、やっぱりその指導費とか、技術指導費というのか、そういう製品に対する販売の販路のそういうものになっているのか、よその県の製糸業があるところへそういうものを手配しているのか、そういうことをやっているんですか。けれども、経常経費としてやるなんていうことがおかしいと思うんだね。

田中花き農水産課長 申しわけありません。説明が不足していました。現在、先ほど言いましたように養蚕農家がまだ残っております。かなり高齢の方ですけれども、自力で頑張って養蚕をやられているということで、各農務事務所にそれぞれ指導というか、担当を持っている者がおりますので、それらに基づいて、直接的な指導ということではなくて、それらの経費ということを御理解いただきたいと思います。

(農政部の中の公共事業土木費について)

小越委員

確認をさせてください。先日、部局審査の中で、農政部の中の公共事業土木費は何%ありますかという私の質問に54%というお答えをいただいていたんですけども、私はもう少し多いような気がするので、議事録に残る数字ですので、そこだけ確認をさせていただきたいので質問をいたしました。そこで確認ですが、54%よりもっと多いような気がするんですけども、いかがですか。

相原農政総務課長

先日お答えいたしました割合につきましては、その内訳、計算の中身を説明いたしますと、一般会計歳出決算額170億円に対する土地改良費約90億円の割合を出しております。ただ、公共事業費の割合を出す場合に、土地改良費のみではなく、公共事業費の範囲の中に災害関連事業費も含めるという考え方もございまして、そういう考え方に基きまして計算してみますと、平成24年度においては63.3%という数字になるかと思います。

質 疑 森林環境部、エネルギー局、県土整備部関係

(未収債権対策について)

山田委員 部局審査では、先輩議員の望月議員がやられたので、私のほうは控えさせていただいたんですが、今の報告の中で、税金とは違うということです。民間のいわゆる住宅事業に相当する部分であるということであれば、保証人の部分についてまず御質問します。民間では通常、2年または3年程度契約の中で、保証人もあわせて住宅の賃貸を引き続き、やり直しをするんですが、県営住宅のいわゆる保証人の任期は何年ということで行われているんでしょう。

笠井建築住宅課長 県営住宅の連帯保証人につきましては、期限は特に設けてございません。

山田委員 言外に、あまり保証人を厳しくすれば、保証人のなり手がなくなってしまうようなことも含めて、これが実際かどうかは知りませんが、現実には非常に緩やかな形になっているようなことも聞いておりますが、保証人の部分を今後、有期で期限を切るというようなお考えはないんでしょうか。

笠井建築住宅課長 御質問にありましたように、まず公営住宅でございますけれども、民間の賃貸住宅と異なりまして、基本的には住宅に困っているという事情が解消されない限りは居住が継続するということが前提の制度でございます。ですから、基本的に契約の更新という考えが根底にないということ、それから、一方では逆に民間とは異なりまして、まず公募でないと入れない。それから、収入などの入居の資格制限があるということ。それから、むしろ高額所得者になったならば明け渡して出ていかなければならないと、そういう逆の方向の制約もございます。その両輪の中で運営されているのが公営住宅という理解でございますので、期限を切って契約の更新という形は、基本的には制度になじまないのかなというふうに考えてございます。

山田委員 そうなると、そもそも論の話になるんですが、今現在、わかりやすく言いますと、あいている住宅があると思うんですが、あいているのは多分古い建物だと私は思うんですが、24年度においてはどのくらい空室があったんでしょうか。

笠井建築住宅課長 県営住宅の空き家状況でございますが、直近のデータでございますけれども、空き家は、7,700戸のうち731戸が空き家となっております。

山田委員 731戸というと約1割です。それはどういうことかと私が推測するに、多分、古い建物にはエレベーターがない。高齢者であれば、古くても1階2階に入りたいという部分もあるんでしょうが、1割も余っているということは、そもそもこの制度自体が、民間の住宅もいっぱい余っている中で県が県営住宅を運営するという、そもそも必要性が私は非常に低下してきているんじゃないかと。

ほんとうに住宅に困っていれば、古い建物でも私は入ると思うんです。やっぱり新しいところにみんな入居したくて、そして、新しいところの設備が格段にすばらしくて、ほんとに申しわけないけれども、私なんかエアコンもない家に住んで、エアコンもなしでいますけれども、そういうところはエアコンがついていて、きれいで、そういうぐらいの、もともと、表現あまりよくないかもしれませんが、住宅に困っていて、なおかつ、生活が、住宅の家賃にあまりお金をかけられないという人がもし入るとすれば、ほんとうに困っている人であれば、私はそこへも入ると思うんですよね。

だから、きれいなところを望むのもよくわかるけれども、もともとそういう住宅を提供するより、あまり長くなるので、もう極論を言います。家賃を補助するような制度に今後は変えて、県が住宅を運営するということはやめたほうがいいと思います。というのは、今、県の決算書を見てもわかるように、税外収入の未収金はどんどん積み上がってきて、今回やっと議会で議決をすることによって切っていくことができるという、言葉は悪いけれども、やっぱり収入未済額がずっと積み上がっていきいんですよね。なので、そこを最後にお聞きして質問を終わりたいと思います。

笠井建築住宅課長 御指摘のとおり、空き家があるということでございます。空き家の理由の中には、やはり老朽化して希望がない。ただ、それだけではなくて、地域的な需要ということで、その地域には需要がないというケースもございます。あと1つ、そういう状況の中で、まだ公営住宅に入りたくて待っている、入居待機者という方も約300世帯ほどあるという状況の中では、まだ公営住宅の必要性はあるんだろうと。それからもう1点、制度を根源から変えて、建物の整備から家賃補助という制度、これも全国的に課題となっている状況でございます。国等の動向、そういったものも踏まえながら長期の検討が必要かなと思います。以上であります。

( 県営住宅について )

望月委員 もうよそうと思ったんですけども、今のに関連して、県営住宅で1つ質問させてもらいます。この県営住宅の当初の目的というのは、市町村なんかでの定住化、人口減少に伴う定住化に大きなウエートを置いて各市町村へつくってもらったような状況があるんですけども、24年度の状況でその経過はどうですか。

笠井建築住宅課長 定住化、確かにそれも1つ大きな目的でございますが、公営住宅は、憲法で認められている生存権、生きていくための権利を実現するための法律という中で、本当に住まいに困っている方に住宅を提供するというのが大きな目標でございました。市町村の状況でございますが、市町村につきましても同様に90%を超える高い入居率で公営住宅が供給されてございます。

( 一般会計について )

高野委員 一般会計決算説明資料、森4ページにあります最終処分場管理事業費36億4,462万6,000円ですけども、成果説明書の36ページ、環境衛生指導費39億4,100万円とこっちの部分に出ている36億4,400万円との差額はどこで使用されている予算ですか。

保坂環境整備課長 成果説明書の36ページの括弧書きの39億4,000余万円と36億4,400余万円の差につきましては、貸付金の不用額とかモニタリングに対する補助金の不用額というものでございます。

高野委員 予算書がないから、決算書だけで数字だけ並べても何から聞いていいかわからなくなってしまうんですけど、この36億4,400万円というのは、簡単に言うと、24年4月1日から実質的に廃棄物最終処分場の稼働的にはどういうふうになっていますか。

保坂環境整備課長 36億4,000余万円の中身の内訳でございますけれども、最終処分場の整備資金等貸付金、短期貸付金の額と、あと、経営支援補助金、明野処分場の事業損失を補填するための補助金などでございます。

高野委員 営業損失の補助金というのは幾らになりますか。

保坂環境整備課長 24年度の事業損失の補助金につきましては、年度当初4億1,100万円を予算計上させていただいていたところでございますけれども、昨年24年12月19日に異常検知が発生いたしましてごみの受け入れを停止したために事業損失が拡大しまして、合計で5億8,800余万円となっております。

高野委員 そうすると、損失が4億1,100万円は補助していこうという考え方が、最終的には5億8,800万円になったという理解でいいのですか。

保坂環境整備課長 そうです。

高野委員 この差額、この1億7,000万円というのは、単に12月19日以降から3月31日までとの理解でいいですか。

保坂環境整備課長 1億7,700余万円につきましては、内訳といたしましては、今御説明させていただきました24年12月19日以降3月までの収入額の減と、あと、廃棄物の埋め立てに伴いまして減価償却が前倒しになっているということで、その金額を含めまして1億7,700万円ということになっております。

高野委員 減価償却の前倒しというのがよくわからないんですけど、教えてくださいませんか。

保坂環境整備課長 明野処分場につきましては、埋め立て地自体が器でございますので、容積でごみがどのくらい入ったかで減価償却を行っております。その減価償却が、廃棄物の埋め立てた種類によりましてスピードが速くなって、容量ベースが多くなっているということで、減価償却、5.5年で償却する資産の前倒しをさせてもらっているものでございます。

高野委員 漏水検知システムの異常検知についてのマイナス材料というのは、県のほうの森林環境部で扱っている部分にはないのですか。

保坂環境整備課長 漏水検知の異常検知により県のほうの会計につきましては、この経営支援補助金で5億8,800余万円のうちの料金収入に見合う分が赤字の補填の部分に入っております。

高野委員 全部合わせてこの補填の部分、マイナスになればマイナスになっただけ県で補填をしていくから、補填金額がただただ大きくなるだけというふうな意味にしかとれないんですけど、それでいいのですか。

保坂環境整備課長 事業団につきましては、廃棄物を埋め立て、その料金収入で運営をしていくということで進めさせていただいておりますけれども、今、御案内のとおり処分場が停止しております。停止しておりますと、ごみの受け入れ収入が入ってきません。それが赤字という形で県のほうに事業損失を補填する補助金の部分にはね返ってくるということになってしまっております。

高野委員 12月19日までは利用促進と適切な管理運営に努めていたという、そんな理解でいいのですか。

保坂環境整備課長 第 1 回目の異常検知で搬入を再開いたしましたのが 24 年 3 月 19 日で、その年の 12 月 18 日まで約 9 カ月処分場を運営しておりまして、改革プランで収支見込みを立てました数字が 1 日当たり 75 トン。それに対しまして平均で 72.5 トンぐらいのごみが入ってございましたので、ほぼ改革プランに近い水準で事業は行われていたのかなと考えております。

高野委員 でも、この成果説明書には、利用促進と適切な管理運営の取り組みを進めたと記載があるけれど、75 トンが 72.5 トンで適切な管理とは誰も思っていないと思うんだけど、全体枠はどのぐらいの予想を立てて、どのぐらいの埋め立て量があったわけですか。

保坂環境整備課長 24 年度の改革プランの見込みの数字が 2 億 5,400 万円の料金収入を見込んでおりました。それに対して、12 月 18 日までしか搬入できませんでしたので、1 億 6,800 万円の収入を受けております。

高野委員 予定より約 9,000 万円少ないということですね。

保坂環境整備課長 差し引きするとそういう数字になります。

高野委員 さっき言った 5 億 8,800 万円、これ、単純に 9,000 万円違うと約 4 億 8,000 万円。そうすると、その差額の部分って補助金の中でどういうふうにずれてくるのですか。

保坂環境整備課長 9,000 万円なり料金収入が入ってきていけませんので、その分、補助金が 5 億 8,800 万円にずれまして、県費で補填していただいたということになります。

高野委員 重ねて聞くんだけど、これが約 9,000 万円違うと、4 億 1,100 万円が約 5 億円になる。それでも 9,000 万円ぐらい違ってくるから、その詳細はどうなっているのか教えてください。

保坂環境整備課長 その差額につきましては、あと、先ほど話しましたように、改革プランの基礎数字が 75 トン、そして、実績が 72.5 トンですので、その差額が 1,000 万円ぐらいございます。もう一つ、先ほどお話ししました減価償却の前倒しが 8,000 万円ほどあります。合計で 9,000 万円となります。

高野委員 事業団としては見込みよりも少ないとどういう影響が出てくるわけですか。

保坂環境整備課長 事業団としましては、改革プランの収支見通しの中の収入が見込みより少ないということになりますと、事業団自体は赤字になります。

高野委員 そんなことを聞いているわけじゃない。いかに細かく聞いてもそれ以上の答えがないのかなと。ただ、ここに書いてあるように、適切な管理運営の取り組みを進めたなんてあるから、そんなものほんとに進めたのかなと、これ、逆じゃないかなというふうな感じは受けるんです。

今日多分、議員の全員の皆さんが山日の 1 面を見てびっくりしたんじゃないかなと思ってはいますけれども、これについて我々も全然知らない。ただ、県としては今年中に結論をつけるということは前々から聞いておったんですけれども。今日昼に議長のほうから、ここにいる全員、いない人はファクスで送るというようなことを

聞いたんですけれども、明日急遽、全員協議会を開いて、森林環境部長、また、もちろん知事も出席をしようと思うんですけれども、その辺についてさまざまあればお伺いをすればいいという、そういうことでの理解でいいですか。

守屋森林環境部長 今、高野委員からお話があったとおり、本日記事が出たわけですが、県側の現段階の検討状況、年内に結論を出していくということにしておりましたが、まだ結論が出ているわけではございません。現在の検討状況について、明日県議会に対して御説明する時間をいただけるということですので、明日こちらのほうから説明させていただくということでもよろしく願いいたします。

(エネルギー政策について)

浅川委員 成果説明書 30 ページ、太陽光発電の普及と整備促進についてお伺いします。昨年 6 月、横内知事がエネルギーの地産地消の実現を提唱して以来、県では太陽光発電の普及にこれまでも増して力を注いでおり、県内へのメガソーラーの立地も大変増加してきています。その結果、昨年度末には 7 カ所で稼働が始まり、出力の合計は 1 万 9,000 キロワットになったと承知しているが、現在の状況はどうなっておりますか。

小島エネルギー政策課長 今お話のございましたメガソーラーでございますけれども、大変期待しているところでございまして、先週末までというのが一応直近の情報として持っておりますけれども、昨年度末よりも 10 カ所ふえまして、17 カ所で今、稼働を開始しておりますところでございます。出力の合計、これは一般の家庭では 1 万 3,000 軒分に相当する 3 万 9,000 キロワットを達成しているところでございます。

浅川委員 メガソーラーのふえることで、県民により安全で安心な電力を供給できることになるわけであるが、今後、県内でのメガソーラーの立地について、どのような見解を持っているのかお伺いします。

小島エネルギー政策課長 御案内のとおり、電力の固定価格買取制度がございまして、この制度、昨年度、そして、今年度、来年度と 3 年間にわたりまして、発電事業者により有利な価格が設定されるということがございまして、国から設備認定を受けた事業者がそれをもとにメガソーラーを設置していくというわけでございまして、今後数年間は県内におきましてそういったメガソーラーの立地がさらに進むものではないかと思っております。ちなみに、私ども承知している範囲でございまして、昨年度中に新たに 5 カ所程度で稼働が始まるものと見込んでおります。

浅川委員 メガソーラーの立地は、本県が日照時間日本一の県ということで大変有利な条件の中で、これまで利用が見込まれなかった土地を有効活用できる点においても大変メリットが大きいと思っております。これに加えて、県内企業や市町村がメガソーラー事業に参画することによって、企業収益や税収の増加につなげていくことも大切であると思っております。現在稼働しているメガソーラーのうち、県内企業や市町村が関与しているものはどのくらいあるのか御説明をお願いします。

小島エネルギー政策課長 先ほど、現在稼働しているものは 17 カ所というふうに申し上げたところでございまして、このうち、事業主体が県内に本社があります企業となっておりますところが 6 カ所ございまして、それから、市町村となっているところが 1 カ所ございまして、このほか、県外の企業が事業主体ではございまして、市町

村が誘致したものであるということになりますと 1 カ所ございまして、合計 8 カ所が県内企業あるいは市町村が関与しているというところでございます。さらに、このほか、御案内のとおりでございますけれども、米倉山太陽光発電所、そして、甲斐市菖蒲沢に県が誘致をしたメガソーラーが稼働してございまして、2 つ稼働してございまして、17 カ所のうち 10 カ所は県内企業とか市町村あるいは県というところが関係しているところでございます。

浅川委員

最後になりますが、小泉前総理も最近、原発ゼロなんていうことの発言があるわけですが、できるだけ県内企業や市町村にとってメリットのあるメガソーラーの立地が進むことを期待しております。そのためには、県内企業や市町村によるメガソーラー事業が円滑に進むよう、県によるさらなる後押しが必要だと思います。県では今後どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

小島エネルギー政策課長 県内企業あるいは市町村にとりまして、収益が増すあるいは税収がふえるということ、これも大変大切なことであると思っております。私どもといたしましても、できるだけ県内の企業あるいは市町村が太陽光発電を通じてクリーンエネルギーの普及に貢献していただくというのは大変いいことだと思っております。

それを強力に後押しするために、エネルギー局にクリーンエネルギー総合窓口を設けております。そこでは、さまざまな実質的な支援とか、あるいは許認可に当たって必要な手続はどうすればいいとか、そういったきめ細かな御相談、助言をしております。今後ともそういった機能を高めながら、個別の事業者さんあるいは市町村にとって、きめ細かく、懇切丁寧に対応することで、クリーンエネルギーの普及を図り、そしてさらにはエネルギーの地産地消の実現に向けて最善を尽くしていきたいと、このように考えているところでございます。

(指定管理者制度について)

山田委員

それでは、未収債権対策についてであります。先ほど一番大きな県土整備部関係の県営住宅の件を質問しましたので、この件については割愛させていただきます。

次に指定管理者制度についてであります。各グループごとの部局にもお願いをしているんですが、実際その委員会に所属しても、どの部に指定管理者制度があるのかよくわからない部分もありますので、指定管理を行っている主体の企業の決算も、知事政策局のほうでは、ホームページにありますと、こういう話だったんですが、常任委員会にも注意を喚起する意味で知らせていただきたいという、そういうことをこれまでもお願いをしてきました。大抵、「検討します」という答えでありましたが、改めて各部局にお聞きしたいと思っております。

島田県有林課長 ただいまの御質問の指定管理の件でございますけれども、知事政策局と協議しまして、そういった形で検討してまいりたいと考えています。

市川都市計画課長 県土整備部に関しましては、都市計画課で指定管理者制度の施設を今現在、7 つ有しております。今、県有林課長からもお話がありましたように、県土整備部におきましても知事政策局、関係機関と協議をしまして、今、山田委員から質問がございました趣旨に沿って対応していきたいと考えています。以上です。

(財産処理について(未登記用地))

渡辺委員

歳入歳出決算審査意見書の 12 ページ、未登記用地についての質問をさせていただきます。これは、先ほど農政部でも関連がありましたのでお伺いしましたので、県土整備部も関係するので伺いたいと思っております。平成 24 年度末の公共事業に伴う取

得用地の未登記筆数が累計で 3,185 筆あります。さらに言いますと、減ってはきているんですが、相当数残っているということで、県土整備部に係る未登記筆数がどのくらいあるのか伺います。

清水用地課長 県土整備部の平成 24 年度末の未登記数でございますが、2,479 筆となっております。

渡辺委員 農政部に比べれば約 3 倍というのは性質上やむを得ないと思いますけれども、どうしてこんなに未登記が発生してしまったのか、用地取得の仕組み、そこに問題はないのかを含めて伺いたいと思います。

清水用地課長 ただいまの 2,479 筆でございますが、このうち 7 割以上が取得から 20 年以上を経過しているものでございます。これらは過去におきまして、緊急時等に登記に先立って売買代金を支払ってしまったたり、また、工事を先行させたということがございまして、後処理となりました登記事務におきまして、相続関係の了解が得られなかったり、また、地図と現況が違っていることで分筆ができなかったというようなことがございまして未登記が発生したものでございます。

用地取得の手續としましては、相手方と合意が得られれば、契約をしまして補償金を支払っていくわけでございますが、現在はいわゆる前金として 7 割を支払うことになっておりますが、これにつきましては、登記に必要な承諾書等の書類が出なければ 7 割は支払わない。また、いただいた書類に基づいて移転登記が完了した段階で初めて残金を支払うというようなことを徹底しているところでございます。

渡辺委員 農政部でも同じような説明がありましたけれども、例えば県のほうに実際には所有しているのに個人の名前になっているとか、いろいろな問題があるわけで、これが、今、20 年前から発生しているのだと聞きましたけれども、長期になればなるほど解決は難しくなっていくと思います。それで、できるだけ、毎年 100 件ぐらいは減っているようですねけれども、未登記用地を解消するための取り組みあるいは対策、具体的にどのようにしているのか、最後に伺いたいと思います。

清水用地課長 私どもの部では、平成 3 年度から各建設事務所に未登記処理専任の嘱託職員を配置しております。また、平成 11 年度からは公共嘱託登記土地家屋調査士会等と協定を結びまして、未登記用地の測量等の委託を行いまして、未登記解消に努めております。また、平成 23 年度からでございますが、過年度未登記処理方針を定めまして、この方針に基づきまして、各事務所の過年度未登記の再調査を実施しているところでございます。この結果、調査内容に応じまして、登記可能、登記保留、それから、登記対象外といったふうな分類を行っているところでございまして、登記可能と判断されたものから集中的に未登記を解消していこうということでございます。

また、未登記が発生しないように、取得困難案件があるわけでございますが、これらにつきまして速やかに解決を図るということから、境界争いや相続問題が発生して取得が難しいといった案件につきましては、筆界特定制度、それから、土地収用制度の活用を検討するとともに、専門的な法律知識が必要なものにつきましては、弁護士等による専門家相談等を実施しているところでございます。以上でございます。

渡辺委員 いろいろ伺いました。大事なことは、これから絶対起こしてはいけない、そのことをお願いして、要望ですから答え要りませんけれども、今後ともよろしく願

します。以上です。

(行動計画に掲げられた数値目標の進捗率が著しく低い項目に係る施策・事業の見直しについて)

山下委員

それでは、意見書に書かせていただきました、行動計画に掲げた数値目標の進捗率が著しく低い項目にかかわる施策事業の見直しについて伺わせていただきます。主要施策成果説明書総合計画実施状況報告書を中心に、第 2 次チャレンジ山梨行動計画が目指す暮らしやすさ日本一の実現に向け、昨年度どのように施策事業を進め、それらの成果や反省点を 25 年度以降どのように結びつけていったのかということについて伺わせていただきます。

まず初めに、行動計画に掲げられた数値目標の進捗率が著しく低い項目に関する施策事業の見直しについてであります。県政運営の基本指針でありますチャレンジ山梨行動計画の第 2 章計画推進方策の中には、計画の実現に向けた施策事業の展開として、計画の実現に向けた施策事業の速やかな具体化を進めますとの記載があります。行政が定める総合計画は、策定することが目的ではなく、計画施策後の社会経済情勢の変化に迅速かつ適切に対応し、速やかに計画が目指す社会、すなわち、暮らしやすさ日本一の県を実現することが目的であると私は思います。

このため、チャレンジ山梨行動計画では、計画の進捗状況を客観的に把握できるよう、各政策に 1 項目から 3 項目、全部で 55 項目の数値目標が掲げられていますが、本来これらの目標が計画年度の進行と同じテンポで進むのが理想だとは思いますが、しかし、残念ながら、計画 2 年目にかかわらず、既に目標数値の進捗率が 200% 達成しているとか、逆に策定後、当初の数字を大幅に下回ってしまうというような、進捗率に非常に乖離が見られる部分が幾らかあります。

例えば主要成果説明書 33 ページ、1 つ目は、1 人 1 日当たりのごみの排出量 6.7%、産業廃棄物排出量マイナス 135%、それと、37 ページの民有林の森林経営計画等の策定面積 28.7%、素材生産量 5.9%、いずれにしても、目標数値を到底下回っている数字が記載されております。これらの数値目標の進捗率が低迷している理由をまず項目ごとに教えていただきたい。

保坂環境整備課長 まず 1 人 1 日当たりのごみの排出量の進捗率が 6.7% につきましては、一般廃棄物の排出量の内訳を見ますと、家庭から出る生活系ごみの排出量は減少しているものの、事業所等から出る事業系のごみの排出量が増加になっているという結果になっております。

また、産業廃棄物のほうの排出量のマイナス 135% の進捗率のほうにつきましても、平成 22 年、23 年度は、リニア実験線の延伸工事による生コンの骨材の需要がふえ、砂利の出荷に伴う汚泥がふえたことが排出量の増加になった主な要因でありまして、リニア実験線の汚泥を抜きますと、若干まだ増加になっている部分がございます。汚泥以外の増加しているものは、ガラス陶磁器くず、金属くず等、業種にしてみますと製造業でふえているということで、一般廃棄物の事業系のごみ、あと、産業廃棄物とも、事業で行っている部分がございますので、景気動向に左右される傾向が大きいということで、なかなか削減が進んでいない状況でございます。

江里口森林整備課長 37 ページの民有林の森林経営計画等の策定面積についてですが、まず森林経営計画とは、県内の小面積な個人の所有林を面的に取りまとめまして集約化をし、効率的で計画的な森林整備を進めるために計画を策定するものでございます。目標に対する進捗につきましては、森林法の改正に伴い、計画内容や認定基準が大きく変更になりまして、その関係で所有者の取りまとめに時間を要していることから、進捗率が低い状況となっております。以上です。

田邊林業振興課長 37ページの素材生産の目標でございます。これは平成26年度に25万立方としていただいておりますが、平成24年は15万4,000立方で、達成状況は5.9%となっております。低迷している原因でございますが、木材価格が全国的に下落したため、素材生産者が伐採を見送ったことにあります。国の林業白書によりますと、国産材素材の価格下落は国産材の需要と供給のミスマッチが生じたことによると考えられております。あと、原因の2つ目でございますけれども、本県の事情でございますが、県内素材生産量の約6割を占める木材チップの生産量が低下したことが挙げられます。背景としましては、主な供給先であります静岡県製の製紙工場が操業を停止し、チップ材の需要が低下したことが影響しているものと考えております。以上でございます。

山下委員

ありがとうございます。それなりに理由があるというのもあるんでしょうけれども、やっぱり数字がちょっと低いですね。前、私、広島県の事業レビューの話を少しさせていただきました。いわゆる総合計画に書かれた政策の数値目標やそういったものを状況に応じて目標や実績を乖離している部分を変更していったり、要するに、あまりだめなものはいくらでも数字を変えていきたいと思います。3年間、5年間とにかく目いっぱいそこまでやらなくとも、やっぱり目標が厳しい部分というのはもう一度バックしてやりましょうというふうなことです。広島県、今度当選された知事さんはまたそれをもっともっとやっつけていくんだなんていうことを知事選挙のときに言われているようでございます。

今の4項目を見ても、なかなか目標数値に達することは非常に厳しいかなという感じがしないでもありません。今後、目標数値を見直すなり、また引き下げるなりして、それなりのことを考えていかなければいけないんだと思いますけれども、今後の取り組みについて具体的に教えていただけますか。

保坂環境整備課長 まず一般廃棄物の関係でございます。一般廃棄物につきましては、市町村に処理責任がございまして、市町村により環境教育出前講座などの啓発事業とか、生ごみ処理機の購入補助など排出抑制の取り組みが行われているところでございます。先ほど御説明させていただきましたように、事業系ごみの削減がはかまれているということで、県としても事業系ごみをどうにか減らしていきたいということで、ほかの自治体の成功事例を参考にさせていただきます。市町村のごみ処理施設で事業系ごみの搬入の検査を市町村と一緒にしております。そういうものを通して、引き続き市町村を支援していきたいと考えております。

産業廃棄物につきましても、県として、排出量が景気動向に左右される側面が大きいわけでございますけれども、どうにか排出量の削減に取り組んでいく必要があるということで、産廃のほうの取り組みといたしましては、多量排出事業者がみずからの事業活動において発生する廃棄物の削減目標を設定して、その達成に取り組んでもらうと。必要があれば県から専門家を派遣するという事業などを行っておりますので、引き続き実施しまして、目標達成に向けて取り組んでいきたいと考えております。

江里口森林整備課長 民有林の森林経営計画等の策定面積につきましては、まず経営計画の作成主体であります森林組合等の事業体を通じまして、森林所有者への周知を積極的に行っていきたいということ。それから、計画作成のための補助制度がございまして、その補助制度を活用した支援並びに林業普及指導員による指導等を通じて、目標年次での達成を図っていきたいと考えております。そのために、今後ともこれらの施策を組み合わせ強化していきたいと思っております。

田邊林業振興課長 素材生産量の数値目標についてでございますが、この数値は、森林の機能発揮に向けた森林整備や保全が行われた場合に供給が可能とされる木材の生産量であります。平成 33 年を終期とします長期計画のやまなし森林・林業再生ビジョンの短期的な目標となっております。短期的には非常に高い目標ではありますが、中長期に掲げました望ましい木材の生産量の目標値でありますので、変更を行わず、中長期的にその達成に向けて努力してまいりたいと考えております。

目標に向けた取り組みにつきましては、供給面の対策としまして、小規模な森林を取りまとめる森林施業の集約化、路網の整備、それから、高性能林業機械の導入を支援しまして、低コストで安定した生産体制の構築を図ってまいります。

また、木材の利用拡大対策としまして、普及展示効果の高い公共建築物の木造木質化に取り組み、住宅など一般建築物への木材利用の拡大につなげてまいります。このほか、公共土木工事への木材使用を積極的に進めるとともに、林地残材や間伐材など未利用木材を主たる原料としました木質バイオマスのエネルギー利用を推進することによりまして、目標値の達成に向け取り組んでまいります。以上でございます。

山下委員 いずれにしても一生懸命やっていただきたいと思います。数値を変えることは、僕は別にそんなに恥ずかしいことでもないし、目標を下げてしまったからということじゃないと思います。ぜひとも大いに取り組んでいただきたいと思います。

(出資法人の抜本的改革の見直しについて)

その次の出資法人の抜本的改革の推進について伺わせていただきます。主要施策成果説明書 131 ページの一番下にあります出資法人の抜本的改革の推進について伺います。出資法人の抜本的改革の見直しについて、昨年 10 月 8 日、大阪市、橋下さんのところですが、道路公社が既に決めていた 2031 年度の解散を大幅に前倒しして、今年度中に解散するという方向の報道があったわけです。新聞報道によれば、これまでも懸命の公社改革を進めてきたようですが、債務が肥大する可能性が高いことから、第三セクター等改革推進債、いわゆる市が自分のところで借金するということですかね、最大限活用し、破綻処理を先送りせず実施するということが、113 億円の資金不足が公金で補填されると、こういうことでございます。

本県でも、ここに記載されているように、土地開発公社など 5 つの団体が経営改革プランを策定し、抜本的改革を進めています。昨年度の取り組みとして、改革プランの実施状況を検証したとありますが、そのうち、林業公社についてどのような検証を行ったか、概要を説明してください。

江里口森林整備課長 林業公社改革につきましては、まず 1 点目が、契約期間の延長、そして、分収割合の見直し、分収林管理の県への移管について土地所有者と契約変更を行い、平成 29 年 3 月をめぐりに公社を廃止するということとなっております。

実施状況をどのように検証したかですが、弁護士、公認会計士などで構成します山梨県出資法人経営検討委員会におきまして、平成 24 年度の公社の決算及び契約変更の状況、公益財団法人への移行など、改革プランに掲げている内容の実施状況について県から報告し、検証していただいたところでございます。

山下委員 それで、細かいことは今言っていたので、結局 4,920 人の分収林の契約をやっているわけなんですけれども、去年 1 年間でどれぐらいの契約が締結できたんでしょうか。

江里口森林整備課長 契約変更の状況ですが、平成 24 年度中に、全契約件数が 3,377 件中 707 件が完了してございます。

山下委員 29 年 3 月を目標に全部やろうということでございますから、約 3,400 人中で去年は 700 件の契約というふうなことになるわけでございます。ホームページなんかにも書かれているんですけども、28 年度末には当初の予定どおり分収林の契約管理を県に移行しようということでございますね。実際はほんとに、先のことですけれども、そんなに順調にいけるんでしょうか。

江里口森林整備課長 現在、土地所有者との交渉につきましては、公社職員はもちろんのこと、県も専任の担当を中心に森林環境部全体で取り組んでおります。また、変更契約に当たりますと、地元精通している市町村や森林組合の方々にメンバーに入っていたいただき協議会を設立しています。そうした協議会を活用して、情報の収集や、顧問弁護士を委嘱しまして、相続など法的処理のアドバイスを御得など、迅速かつ効率的な同意取得に向けて今現在取り組んでいるところです。当初どおり、平成 29 年 3 月には分収林の管理を県にスムーズに移管できるように努めていきたいと考えております。

(野生鳥獣の捕獲対策について)

鈴木委員 主要施策成果説明書の 44 ページ、野生鳥獣の保護管理の推進に対する野生鳥獣の捕獲対策について森林環境部にお伺いをいたしたいと思っております。野生鳥獣による農林業による被害は年々非常に厳しくなっておるわけございまして、経済的な損失に加えて、農林業従事者の生産意欲の低下を招く、中間山地を中心として、数字にあらわれる以上に大きな影響を及ぼしている状況にあることは言うまでもありません。特に個体数の増加が著しいニホンジカについては、私どもが住んでおります峡東地域においても被害が拡大しておりまして、イノシシやニホンザルを含めた捕獲対策を効果的に進める必要があると思っております。

問題の 1 点目は、県ではニホンジカなどについて特定鳥獣害保護管理計画を定めておりますけれども、まずこの計画の概要はどのようなものか。そして、ここ 5 年被害があるわけございまして、その現状の中で 24 年度どのように見て判断したのか、その辺を最初にお聞きしたいと思います。

上島みどり自然課長 まず特定計画の概要でございますけれども、個体数の増加が著しいニホンジカ、イノシシ、ニホンザルについて、それぞれの保護管理に関する特定鳥獣保護管理計画を策定しております。現行計画の計画期間でございますけれども、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間でございます。

計画に定める個体数調整に関する事項としては、ニホンジカについては、平成 28 年度末までに適正生息数の 4,700 頭まで減らすことを目標としております。また、イノシシについては、里山の耕作地周辺のイノシシの密度を限りなくゼロに近づけることを目標としております。さらにニホンザルについては、農地周辺や人家周辺に出没することを防ぐことを目標としておりますが、それらの場所に出没が認められる加害レベルの高い群れや個体を中心に捕獲を実施することとしております。これらの特定鳥獣保護管理計画に定める方針に基づきまして、市町村や猟友会などと連携して個体数調整を進めているところでございます。

また、平成 24 年度の被害状況でございますけれども、ここ数年、被害状況については横ばいの状況でありまして、高どまりの状況というふうに見えております。

鈴木委員 今、特定鳥獣保護管理計画のお話をいただいたわけですが、昨年度、ニホンジカ、イノシシあるいはニホンザルの捕獲の状況等についてお聞きをしたいと思います。

上島みどり自然課長 平成 24 年度の狩猟を含めた捕獲頭数でございますけれども、ニホンジカについては 9,775 頭、イノシシについては 3,728 頭、ニホンザルについては 1,429 頭でございます。

鈴木委員 野生鳥獣の捕獲というのは、森林環境部、それから、農政部等が連携してやられていると思うんですが、森林環境部の管轄としては、今後継続的に適正な個体調整を進める上で管理捕獲、担い手がなかなか今少なくなっている現状の中で、説明書にも猟銃の研修 4 回とありますけれども、これだけでほかの対策をしないとなかなか狩猟者はふえてこないのが現状なんだけど、この辺をどのように考えて進めているか。特に今、高齢化している狩猟者でございますので、24 年度についてどのようにしたか、これからどのように考えて持っていくのか、最後にお聞きをしたいと思います。

上島みどり自然課長 狩猟者の確保・育成対策ということでございますけれども、はじめに、新規狩猟者の確保対策としては、平成 22 年度から狩猟免許試験を休日に実施するとともに、農業従事者の希望の多いわな猟免許については、夏季に加え、農閑期の冬季にも試験を実施することとしております。平成 24 年度については、冬季の試験を夏季と同様に、わな猟のみから全ての免許種別に拡大して実施したところでございます。

また、平成 24 年度は、新たに農林業者を中心としまして、狩猟免許取得説明会を実施するとともに、狩猟参加への糸口を提供するために、野生鳥獣に関するシンポジウムを笛吹市内で開催しまして、約 300 人の参加者を集めたところでございます。これらの取り組みもありまして、狩猟免許取得者数は、平成 20 年度の 76 名から平成 24 年度は 159 名と大幅に増加したところでございます。

また、管理捕獲従事者の養成対策といたしましては、平成 24 年度は新たに新規免許取得者を対象といたしまして、管理捕獲従事者育成研修会を実施するとともに、県外射撃場における訓練に要する旅費やハンター保険の保険料を助成したところでございます。以上でございます。

(緑のふるさと推進事業について)

齋藤委員 主要施策成果説明書の 40 ページになりますが、里山保全活動の推進の件でございます。緑のふるさと推進事業費として、ここに 22 万円という予算が計上されておりますが、改めてこの推進事業の内容を先に説明していただきたい。

上島みどり自然課長 事業の内容でございますけれども、森づくりを推進するために、企業・団体のインセンティブを高めるために、企業・団体の森づくりによりまして CO<sub>2</sub> がどれだけ吸収されたかを認証する委員会の経費でございます。

齋藤委員 ここに 55 の企業、それから、団体 59 カ所で森づくり活動を行ったということですが、どういう形で森づくりをどう進めていったのかということ伺います。

上島みどり自然課長 森づくり活動の内容ということでございますけれども、企業・団体が森林所有者と 3 年以上の森林整備協定を締結いたしまして、これに基づきまして、植栽、

下刈り、枝打ち、除伐、間伐などの森林整備活動に取り組んだということでございます。

齋藤委員 これは森林所有者と企業・団体との間で契約を結ぶという解釈でよろしいでしょうか。

上島みどり自然課長 そういうことでございます。

齋藤委員 それには、県費としては使われていないという理解でよろしいのでしょうか。

上島みどり自然課長 協定締結については使っておりません。

齋藤委員 ここにCO<sub>2</sub>の吸収量の認証ということがございますが、今、地球温暖化の問題でいろいろな異変が起こっておりまして、先般のフィリピンの災害なんかもその1つということが言われております。この里山保全活動を推進することによって、県とすれば、どれだけのCO<sub>2</sub>の吸収量を求めているのか、そういう目標がありましたら、数値を教えてください。

上島みどり自然課長 企業・団体の森づくり活動によりましてCO<sub>2</sub>の吸収をできるだけ進めたいということで、数値目標は決まっております。

齋藤委員 しかし、やはり県が進めていくからには、ある程度数値というものも定めながらそれに対して努力をしていくということがなければ、ただ漠然として民間企業者と所有者に任せっきりで果たして成果が上がるかということに危惧するわけですが、その点はいかがでしょう。

上島みどり自然課長 数値目標ということでございますけれども、これにつきましては、現在、新緑化計画を策定しております。その中で、このCO<sub>2</sub>認証についてのCO<sub>2</sub>吸収の数値目標についても定めていきたいと考えております。

齋藤委員 ここに吸収量の認証評価委員会を2回開いていたということですが、この認証評価委員会というのは、ここでCO<sub>2</sub>の認証量を確定するというのでしょうか。それ以外に何かこの委員会での目的はあるわけですか。

上島みどり自然課長 委員会でございますけれども、CO<sub>2</sub>認証をしまして、企業・団体等がこれを企業のイメージアップにつなげていくということがございますので、客観的な認証をするということで外部委員会、有識者による委員会をつくったということでございます。それでこの認証をしているということでございます。

齋藤委員 この団体の、55の企業・団体が59カ所の活動に対する、それぞれの企業に対しての認証をここで評価したという考え方でいいわけでしょうか。

上島みどり自然課長 全部ということではございませんで、申請のあった企業でございます。

齋藤委員 この企業の全部から上がっているわけではなくて、ただ申し出がある企業に対して取り組みをしているということだけでよろしいのでしょうか。

上島みどり自然課長 そういうことでございます。

齋藤委員 この吸収量の認証ということで、吸収量の測定法というか、計算方式というのが、そういうものが無知でわからないわけですが、これは、どういう形で吸収量の数値を定めることができるのか、その辺を聞かせてくれますか。

上島みどり自然課長 これについては、計算ソフトがございまして、それに活動内容を入力すると、吸収量が出るというようなものでございます。3年以上の森づくり活動をするこ  
とに対して評価できるようになっております。

齋藤委員 そうすると、測定するためには全てそのソフトを使って計算をしておるとい  
うことで、それ以外は測定に対するやり方とかそういうものは一切要らない、全てその  
ソフトに頼っているという考え方でよろしいですか。

上島みどり自然課長 ソフトの計算に基づきまして、認証委員会のほうでそれでいいかどうかとい  
うことを認証する、評価するということでございます。

齋藤委員 わかりました。そうすると、この184.5トンという数字は何社の企業の測定  
によって出た数字ですか。

上島みどり自然課長 15でございます。

齋藤委員 わかりました。私は里山の保全活動ということとは、森林県の山梨にとって非常に  
大事な作業の1つでありますので、しっかりこの里山の保全をすることによって環  
境保全とCO<sub>2</sub>の吸収量をふやしていくことにつながることでありますから、しっ  
かりと管理して、美しい森づくり、そして、県土づくりに努力していただきたいと  
いうことを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

(森林環境税を活用した森林整備事業について)

早川委員 森林環境税を活用した森林整備事業についてお伺いします。これはもちろん当時  
の24年度の常任委員会でも話題になっていたことだと思うんですが、決算ですか  
ら改めて質問します。県民の方々に新しい税金ということで森林環境税を導入しま  
して、民有林の整備をするという目的で、24年度は4億1,700万円の予算を  
計上してあるんですね。これは青色の決算説明資料の森8ページの下のほうに、保  
全推進支援事業と同推進支援事業の繰り越しを足しますと、1億7,200万円が  
4億円のうち翌年度繰り越しになっていて、予算に対しまして4割も森林整備事業  
が繰り越しという状況に見受けられるんですけれども、まずなぜこんなに残ったの  
かお聞きします。

江里口森林整備課長 森林環境税を活用した森林整備につきましては、平成24年度から実施させ  
ていただいております。昨年度は計画の初年度ということで、制度の内容等を森林  
所有者並びに実際にやっていただく森林組合の方々に御説明する等で若干時間を  
要してしまったということで、やむを得ず繰り越しが発生したということござい  
ます。先ほど委員がおっしゃったとおり、360ヘクタールは実施しましたけれ  
ども、そのほかにつきましては繰り越ししてしまったということでございます。

早川委員 初年度だから難しかったということなんですけれども、そもそも予定を立てると  
きに、新しい事業なので整備をするのに交渉に時間がかかって難しいということも  
見越した想定をしていなかったんでしょうか。

江里口森林整備課長 森林整備事業自体は全く新しい事業ではございません。ただ、その仕組みについて所有者の同意をとるとか、協定を結ぶとか、そういうものがあるので、若干そういうものも見込んで計画を立てておりましたけれども、その点につきましては、やはり所有者もたくさんおりますので、その中での説明に時間を要してしまったということでございます。

早川委員 1 番目の質問の総括なんですけれども、もろもろの理由の中で、繰越額とか加味する中で、24 年度のこの 360 ヘクタールも含めて、健全な森づくりの推進の予算の余り額も含めて、24 年度のこの事業の成果はあったとお考えかどうかお伺いします。

江里口森林整備課長 昨年度、今申し上げましたとおり、360 ヘクタールの森林の整備を実際に実施していますし、先ほど、繰り越しましたと言いましたけれども、それにつきましては、所有者との同意が済んで、協定まで結んでいた。ただ、実際に仕事をする上で、雪が降ってしまったとかそういうような諸事情がございまして繰り越さざるを得なかったということですので、確実にその面積については実施ができるということが確認できていますので、事業の成果はあったと考えております。

早川委員 事業の成果があったとのことですが、3 番に飛びますけれども、24 年度の反省があると思うんですね。この中で繰り越しがありますよね。24 年度の繰り越し分と当初の予定の5年間の計画の25年度の予定がある中で、予定内に繰り越しがどんどん重なっていくので、25年度も相当難しくなってくると思うんです。また繰り越してまた持ち込しになると思うんですけれども、24年度の反省をどう生かして、25年度完了に向けてやっていくのか。24年度の反省を生かしてお答えいただければと思います。

江里口森林整備課長 先ほど申しましたように、24年度の反省としましては、やはり森林所有者に対しての説明に時間を要してしまったということでございますので、それにつきましては、いろいろな機会を通じまして、例えばイベントとかの中で、写真展示して、こういう事業をやっていますよという日ごろの周知とか、あとは、当然、県のホームページの中でも、こういう事業をやっていますということをちゃんと説明した中で進めていきたいと、昨年度の反省を踏まえて思っています。

そうした中で、2年目になりますので、事業の内容等についても、森林組合等の事業体のほうも大分理解していただいて、所有者に対する説明も簡潔に、例えば昨年やったところの実際の写真を見せて説明する。昨年はそういう実績がございませんので、口で説明するような形になってしまいましたけれども、今度はそういう写真を見せて、こういう場所がこういうふうになるんですよということで説明が効率的にできるんじゃないかということも踏まえて、今年の事業については予算執行していきたいと思っております。

早川委員 先ほどお答えいただいたとおり、やはり事業の成果を県民の人にわかりやすく説明するのがほんとうに大切だと思うんですね。そういった中で、この成果説明書の5番の森林環境税の導入の中で、導入した事業の効果等について広く県民の意見を反映させることを目的として森林環境保全基金運営委員会が24年度行われたと書いてありますけれども、委員会を2回開催して、その中で実際どういった意見が出たのか、そしてまた、24年度の意見を踏まえてどう改善していくのか、最後にお伺いして終わります。

江里口森林整備課長 事業を検証して、広く県民の意見を聞くという形の中で、森林環境保全基金運営委員会を設置させていただいております。昨年 2 回開催いたしましたけれども、それはまだ事業初年度ということで、事業内容の説明とか、こういう方針でやっていきますという説明をさせていただきました。

委員の御質問の昨年の評価につきましては、今年の 7 月 24 日に開催した委員会で、我々執行部のほうから、事業を実施した箇所が全部で 269 カ所ありますけれども、この 269 カ所の場所や、どういう内容の工事をしたか、そして、規模がどのぐらいか、事業費がどのぐらいかというのを一覧表にさせていただいて、なおかつ、具体的な事業実施箇所の写真を添付させていただいて報告させていただいた上で、意見を聞きました。その内容としましては、先ほどもちょっと出ていましたけれども、獣害対策を積極的に実施してほしいという意見とか、先ほど委員のほうからも御指摘のあったように、事業の成果を県民にわかりやすく説明する、公表する必要があるのではないかというような意見が出ております。

そうしたことを踏まえまして、今年度の事業は、間伐などの森林整備事業を実施するに当たり、獣害対策に当然配慮するとともに、先ほどの繰り返しになりますけれども、県のホームページや市町村の広報紙等において、写真等も含めて説明ができるよう、県民にわかりやすく公表していきたいと思っております。

(住宅新築資金貸付金について)

小越委員

まず最初に、不当と認める事項の住宅新築事業のところですが、先ほど教育委員会のほうでも同和対策のことを指摘いたしました。不透明、不適切な貸し付けでありますので、そこをただすということで意見を申し述べておきます。

(明野処分場について)

次に、明野処分場の問題です。先ほど高野委員からも質問がありましたけれども、よくわからないことがあるので確認をさせてください。明野処分場にかかわる予算、昨年度、無利子貸し付け約 31 億円、損失処理 4 億 1,000 万円ぐらい予算がついていたと思うんですけれども、その予算に対して、結局、昨年度、明野処分場に関する執行は幾らあったのか、まずそこをお示しください。

保坂環境整備課長 明野処分場の関係の予算に対する決算額でございますけれども、まず最終処分場整備資金等貸付金ということで、31 億 600 余万円の予算に対しまして、29 億 5,000 万円が決算額でございます。それから、経営支援補助金、事業損失の補助金でございます。これにつきましては、4 億 1,100 万円の予算に対しまして、5 億 8,800 余万円の決算額でございます。あとは、モニタリングの水質検査に要する補助金としまして、670 万円余の予算額に対しまして 410 万円余の決算額でございます。以上でございます。

小越委員

それで、昨年度、漏水検知システムが稼働いたしました。日本一、世界一だったかな、安全なシステム基準ということでそれを導入されたんですけれども、12 月になったときに、そこでは閉鎖とせずに、搬入停止としました。今日の新聞によりますと閉鎖するというふうにありますけれども、その時点でなぜ閉鎖とせずに停止としたんでしょうか。そして、今回そういうふうに変った、何が変ったのか。去年はどうして閉鎖としなかったんですか。

保坂環境整備課長 昨年の 12 月 19 日に異常検知が確認されまして、原因究明調査を行う必要が生じたということで廃棄物の搬入を停止したところでございます。

小越委員 その原因究明にかかわる費用というのは、この貸し付けや損失補填の中に入って、それで、幾らかかったんでしょうか。

保坂環境整備課長 原因究明調査の経費でございますけれども、全部で3,600万円ほどかかっております。そのうち、24年度の要した経費としまして600万円余、そして、25年度が約3,000万円という数字になっております。

小越委員 3,600万円余という請求が、それ出して、逆にそれで搬入停止になったわけですから、入ってくるお金が少なくなったと思うんです。そこの出たものとか入ってくるものの差額のことはお幾らぐらい違っていたんでしょうか。

保坂環境整備課長 昨年12月の搬入停止から調査委員会で原因究明調査の結果の報告をいただいた7月末まで、料金収入といたしましては全部で約1億7,000万円収入が減っております。

小越委員 それで、漏水検知システムが日本一安全だということで、結局2回作動したわけですよね。同じような原因でなったわけですがけれども、住民の方々は、日本一安全なシステムだと、そういうことであそこに来たかもしれませんけれども、住民の皆さんは2回も作動して非常に心配になったんですけれども、そのことについて説明会をやったんでしょうか。やらなかったら、なぜやらなかったんでしょうか。

保坂環境整備課長 明野処分場の異常検知につきましては、地元安全管理委員会という組織をつくっております。これにつきましては、地元・北杜市と地元の代表の方がメンバーに入っていておいてまして、あと、専門家の方も入っていておいてます。そちらに説明をさせていただきまして、意見をいただいているということで、特に住民の説明会は開催してきておりません。

小越委員 やはり住民の皆さんにとってみると、この安全だというものに異常があったときに、何にも住民の皆さんに説明がないというのは、非常に不安だ、不信だと思います。そして、先ほど、搬入を停止したのは調査するためと言いましたけれども、調査をしてきて、そして今回閉鎖となると、この1年半の間と去年の間ってそんなに状況が変わらないと思うんです。何で去年のときに閉鎖という判断ができなかったか、私、非常に疑問なんです。今の状況とほぼ変わらないわけですから。そして、住民の皆さんの不安もある中で、なぜこのまま継続というふうに行ったのか。そして、継続というのと、閉鎖ということになりますと、ここからかかるお金が変わってくると思うんです。それで、お伺いしますけれども、今後の県費の投入の見込みです。県サイドが継続するということにはこれから幾らかかる予定だったんでしょうか。そして、閉鎖すると幾らかかるようになるんでしょうか。

委員長 小越委員に申し上げます。決算の審査にかかわらない事項に質疑が及んでいます。決算の審査にかかわる質疑をお願いいたします。

小越委員 県費投入の見込みについてお伺いしますと通告を出しておりますので、県費の投入、これから、今まででも平均31億、4億円、毎年毎年35億円から、多いときはもっと入るわけですよね。それが今後もこれから続くのか、それとも、もうこれで終わりなのか、そこを聞きたいんです。今後の県費投入がどのぐらいかかるのか、今までと同じぐらいかかるのか、もっと違うのか、そこをお答えいただきたいんです。

す。

委員長 小越委員に申し上げます。決算の審査にかかわらない事項に質疑が及んでおります。決算の審議にかかわる質疑をお願いいたします。

小越委員 本日山日新聞に出たものがありますけれども、私の発言通告は大分前に出しております。そして、今日の質問があるときに、私、県費投入はどうなりますかということ聞いております。これまでの赤字の金額が幾らなのか、これまで幾らかけたのか、では、まず教えてください。

保坂環境整備課長 環境整備センターの収支見通しにつきましては、平成 24 年 2 月に第 1 次改革プランをつくらせていただきまして、26 年 11 月の埋め立て期間満了まで廃棄物を埋め立て、その後、水処理期間を 10 年と想定いたしまして、最終的な赤字額が 48 億 1,400 万円と見込んでおります。

それから、これまで県費を入れた部分の御質問ですけれども、23 年度、24 年度で 21 億 2,600 余万円の経営支援補助金で補填させていただいております。

小越委員 昨年度も含めて 48 億円これまでかかってきました。そして、これからもかかるということは御存じだと思います。これからもかかっていくに違いないんですけれども、昨年時点とこの時点で何も変わっていないのに、昨年どうして閉鎖というふうな判断をしなかったのか、部長からお答えいただきたいんですけれども。

保坂環境整備課長 先ほど小越委員に答えさせていただきましたように、原因究明調査を行うということで、何が原因かはっきりわかっておりませんでしたので、廃棄物の搬入を停止し、調査に入ったということでございます。

小越委員 今後の見通しを聞いてはいけないということのようですので、それでいきますと、この明野処分場はこれからどうなっていくのか非常に心配です。今までもこのようなお金を費やして、住民の皆さんの不安が解消されず、そして、閉鎖するかどうか議会の場ではどうして言えないのか。私、発言通告してあるんですよ。そして、今日のときに、質問するときの朝にこういうものを出すことに私としては非常に心穏やかではありません。それについても私、言いたいんですけれども。

そもそも昨年度、システムの異常が稼働したときに閉鎖をしておけば、もっと傷は少なくなったはずだと思うんです。今後の見通しも含めて、遅きに失した判断だと思います。これの判断が甘かった。そして、県費の投入がこれからふえていくこと、拡大することを思えば、昨年度閉鎖するべきであったと私は意見を申し述べておきます。それでよろしいでしょうか、昨年、ここまで。来年度のこと聞きたいんですけれども。

(公共土木施設の長寿命化対策の進捗状況と成果について)

それでは、次に県土整備部のことをお聞きします。公共土木の長寿命化対策のことについてお伺いします。橋の長寿命化対策がありますけれども、こちらの決算資料によりますと、道路維持 4,011 万円、河川が 5,880 万円と書いてあります。ほかの公共土木も含めて全て計画が終わったのかどうかまずお聞きします。

末木県土整備総務課長 高度成長期以降に集中的に建設された公共土木施設につきまして、その多くが一斉に更新とか補修、そういった時期を迎えるということから、現在公共土木施設について調査、点検を集中的に進めているところであります。

進捗状況ということですが、点検につきましては、トンネル 130カ所、標識や照明などの道路附属物約 9,000カ所、砂防堰堤約 2,000カ所などについて今年度中に調査、点検を完了する予定です。また、既に長寿命化計画を策定しております橋梁につきましては、その計画に基づきまして、第一次緊急輸送道路にある 15メートル以上の橋梁 203橋を優先して対策を進めているところですが、今年度末には約 9割に当たる 182橋が対策済みとなる予定であります。

小越委員 建てかえとか新設とかそういうものを含めて、全体の安全に対する執行率はどのくらいになっているのでしょうか。

末木県土整備総務課長 昨年 2月の大型補正予算におきまして、老朽化したインフラの長寿命化というふうなことで防災安全交付金が創設されました。現在、その交付金を使いまして調査、点検を進めているところであります。ですので、長寿命化ということで計画を策定しているのは橋梁だけですので、ほかのものにつきましては現在調査を進めているところであります。

(住宅の太陽光発電について)

小越委員 執行状況を踏まえて、早急にやっていただきたいと思えます。

最後に、太陽光発電のところですが、成果説明書 30ページに太陽光発電のところは 1,420件、昨年度より件数がふえておりますけれども、昨年度、補助金の金額をたしか減額したと思うんですけれども、その減額をしたことに伴っての普及状況は変化があったのでしょうか。

小島エネルギー政策課長 ただいま委員から、昨年度補助金を減額したという御質問がございましたけれども、昨年度につきましては補助金 10万円ということで、減額をいたしたものではありません。

小越委員 では、普及状況のところは変化があったのでしょうか。件数が伸びているということになりますけれども。

小島エネルギー政策課長 昨年度の実績でございますけれども、最終的に確定した数字につきましては、1,426件交付をいたしてございます。その前の年、平成 23年度が 1,140件でございますので、昨年度は一昨年度に比べますと 25%増加をしたところでございます。

小越委員 今後、一戸建てのうち大体 50%に太陽光発電を設置するという方向なんですけれども、これからもこの補助金の金額で行くのでしょうか。

小島エネルギー政策課長 私ども、これまでこの補助金を中心といたしまして対策を講じてきた結果、全国の中でも普及率が非常に高くなってきているという状況でございますけれども、今後の取り組みにつきましては、これはやはり県民の皆様や議会の御意見をよく伺いしながら鋭意検討してまいりたいと考えております。

質 疑 福祉保健部、警察本部、出納局関係

(未収債権対策について)

山田委員 未収債権対策ということで一貫して聞いてまいりました。部局審査でかなり詳しくお聞きをしましたが、福祉保健部に対して1点だけ、いわゆる確認の意味で、母子寡婦福祉資金の関係の未収債権処理について、24年度は、これはどうしても社会政策的な要素もあるのでなかなか厳しいと、いわゆる取り立てというようなこともしにくいかと思いますが、いわゆる回収について改善がどの程度されたのかについてだけまず1点御質問させていただきます。

宮沢児童家庭課長 母子寡婦福祉資金につきましてはなかなか経済状況が好転しないということで、比較的潤沢な資金を用意していますが、貸し付け資金は低迷を続けております。低迷している理由というのは、事業資金とかそういったところの大きなところが貸し付けられていないということでございます。そういった中で、回収については、これまで文書の督促、あるいは各保健福祉事務所に母子自立支援員を配置いたしまして、積極的に訪問等による督促等をいたしております。なかなか住所不明者等もございまして回収に至っていないというのが実情ではございますけれども、そういった活動を通しまして回収の努力をいたしているところでございます。

山田委員 私たち県議会の立場とすれば、やはり借りたお金は返していただくという、この原則を貫いていかなければいけないので、その分もあわせて今後も回収に努力をしていただきたいということで次の質問に入ります。

(指定管理制度について)

指定管理制度についてであります。多分、福祉保健部管内にはあるのかなと思っておりますが、私たち、常任委員会の中で、どこが指定管理をしているのかとか細かくわかりません。それで、知事政策局関係では、実施している主体の法人なりの決算報告はホームページをごらんくださいというような御発言があったんですが、現実に私たちはどこがどれだけ指定管理になっているかわかりませんので、常任委員会で毎年所属が変わるので、せめてその常任委員会にはこういう指定管理の決算が終わりましたというインフォメーションなり資料なりを出していただきたいということをお願いしてきました。各部によっては検討するという御回答が多かったわけですが、福祉保健部関係についてはどのような御回答をいただけるのかをお願いします。

横森福祉保健総務課長 ただいまの御質問でございますけれども、委員も御承知のように、先日来質問をされていらっしゃるということで、私どもも知事政策局をはじめといたしまして、関係機関と協議をいたしまして、今後検討させていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(「高齢者居室等整備資金償還金」及び「在宅重度心身障害者居室等整備資金償還金」の収入未済額について)

山下委員 それでは、歳入歳出決算説明書資料の福5ページでございます。福祉保健部の収入未済額のうち、高齢者居室等整備資金償還金及び在宅重度心身障害者居室等整備資金償還金についてお伺いさせていただきます。

まず初めに、この制度の趣旨、内容についてお話を聞かせてください。

山本長寿社会課長 本貸付金事業につきましては、長寿社会課と障害福祉課、両課の所管に係るも

のでございますので、長寿社会課のほうからお答えをさせていただきます。本貸付金は、高齢者と家族の好ましい家族関係を維持し、または重度心身障害者の環境を改善するため居室等を整備する場合に必要な資金の貸し付けを行い、高齢者及び重度心身障害者の福祉向上を図るものでございます。

制度の概要でございますが、貸し付けの対象者につきまして、高齢者資金につきましては、60歳以上の親族である高齢者と同居する県内在住の方でございます。また、障害者資金につきましては、重度心身障害者の方、またはその方と同居する方でございます。貸し付けの限度額でございますが、1件226万4,000円が限度額となっております。償還期間につきましては、10年以内の償還を求めておりまして、2年間の据え置き期間があります。この間は利子のみの返済という形になります。貸し付けの利率でございますが、年3%以内となっております。これにつきましては、政府の財政融資資金の利率と同じということで運用を図っているところでございます。償還方法につきましては、元利均等月賦償還ということで、10年間120回支払い明細を最初に計画をいたしまして、これに基づきまして返済をいただくものでございます。事業の執行につきましては、条例によりまして、山梨県社会福祉協議会のほうに委託をしているところでございます。以上でございます。

山下委員 わかりました。今、内容を聞かせていただいて、最初の部分は少し借り入れが、元本を返さなくても利子返済だけだけど、利率あたりなんかを聞くと、一般の市中央銀行とそんなに変わらないわけですね。それで、去年の貸し付け実績というのは、どういうふうな状況になっていますか。

山本長寿社会課長 昨年度の貸し付け実績でございますが、高齢者居室等整備資金貸付金、また、重度心身障害者居室等整備貸付金、いずれにつきましても、貸し付け実績はございません。ちなみに、高齢者資金につきましては、平成16年を最後に貸し付けが行われておりません。また、重度心身障害者につきましては、平成17年度を最後に貸し付けが行われておりません。

山下委員 いずれもこの2つのいわゆる償還金、24年度のときに1,500万円ずつぐらい両方とも上がっているわけですね。貸付金額が残念ながら実績がなかったというふうなことでございます。いずれにしても返還金が非常に滞っているというふうなことなんですけれども、今後この返還金をどういうふうに戻してもらうのか。24年度はこう、25年度、今年どういう形でこの方々、非常に低所得者の方々だと思えます。こういう人はどういうふうな形で今現在いわゆる返還のお願いをしているんでしょうか。

山本長寿社会課長 本貸付金の未収金につきましては私債権となっております。私債権につきましては財産所得の調査権限等がございませんので、毎年、借り受け者に対しましてヒアリングをさせていただいております。その際、生活の状況や返済計画などについて直接聞き取りをさせていただいております。また、地元の市町村社会福祉協議会などから情報をいただいたりしまして、借り受け者の生存や経済状況等の把握に努めているところでございます。

返済が滞っている借り受け者の方の中には、既に死亡されていたり、生活保護の受給をされていたり、また、自己破産をした方もいらっしゃいます。ただ、本貸付金につきましては、連帯保証人が2名おります。借り受け者からの償還が困難となった場合につきましては、連帯保証人にも償還をさせていただいて、借り受け者、連帯保証人が死亡した場合につきましても、相続人を特定しまして、償還の働きかけ

を行っているところでございます。借り受け者の状況をできる限り把握をさせていただいた上で、償還をしていただくように努めているところでございますが、さらに償還者の事情等に応じまして、少額の返済、または不定期な償還にも弾力的に応じながら、今後も借り受け者等の経済状況等に配慮しながら、収入未済額の縮減に努めてまいりたいと考えております。

(高齢者福祉施設の計画的な整備について)

齋藤委員

主要成果説明書の 75 ページの高齢者福祉施設の整備に関する質問です。ここに老人福祉施設費として予算が盛り込まれておりますが、この中で地域密着型老人施設が 76 床、介護保険施設のユニット化が 58 床、高齢者福祉施設の改築が 50 床という数字が出ておりますが、これはどういう地域に例えばこれを配分するのか、どこの市町村の施設にこれは使われたのか、その辺を先に聞かせてください。

山本長寿社会課長 施設整備につきましては、介護保険事業計画に基づきまして、市町村がその市町村の中の介護サービスの事業調査をいたしまして、施設に入所する方々の状況を把握した上で整備計画を立てるわけでございます。今回整備の対象になっておりますのは、第 5 期ということで、24 年から 26 年度までの 3 年間でございます。

ただ、今回の決算報告書に御報告してあります地域密着型の 76 床の施設につきましては、特別養護老人ホーム 58 床とグループホーム 1 施設 18 床の内訳となっております。これらにつきましては、市町村の介護保険事業計画に基づきました整備をしているところでございます。県としましては、その整備計画に基づきまして支援計画を立てて、予算を配分させていただいているところでございます。

齋藤委員

そうすると、その計画ができています市町村、どことどこの市町村が申し出て、どこに配分したのですか。

山本長寿社会課長 成果報告書にあります 76 床でございますが、特別養護老人ホーム 2 施設につきましては、甲府市と富士吉田市でございます。それから、グループホーム 1 施設につきましては甲斐市でございます。

齋藤委員

これは既に例えば地域密着型施設を持っておる事業者に対してさらに増床してやるということですか。それとも、新たに地域密着型介護施設を建設する事業者に対して配分したのですか。

山本長寿社会課長 この施設の補助につきましては、甲府市、富士吉田市、甲斐市がそれぞれの介護保険事業計画の中で事業者を公募いたしまして、その応募があった事業者に対して施設整備を委託したものでございます。したがって、今回のこの 3 施設につきましては、特別養護老人ホームにつきましては、第 4 期の介護保険事業計画、今の第 5 期は、24 年度からなんですけれども、その前の 21、22、23 年度の第 4 期の事業計画の最終年度に甲府市と富士吉田市が募集を行いまして、そちらの募集に応じた業者が着工して、24 年度に完成したものでございます。グループホームにつきましては、第 5 期の最初の 24 年度でありますけれども、そのときに甲斐市が募集を行いまして、着工して、工事が完成したものでございます。

齋藤委員

そうすると、その改修する費用に対して補助金というのは何%の補助金を実施されるのですか。

山本長寿社会課長 補助金につきましては、国の介護基盤の緊急整備の交付金がございます。この交付金を活用いたしました補助でございます。特別養護老人ホームの地域密着型の 29 床でございますけれども、この施設につきましては、1 床当たり 400 万円という単価が決まっております。したがって、29 床掛ける 400 万円という金額になります。それから、グループホームにつきましては、1 施設当たり 1,672 万円というふうになっております。また、グループホームについてでございますが、これは 24 年度の決算におきましては、開設準備の交付金もありまして、こちらのほうは 1,080 万円が交付されております。

齋藤委員 そうすると、国の補助金に対して県費はどのくらい使われているんですか。

山本長寿社会課長 これにつきましては国の交付金で設けた県の基金から支出しているものでございますので、県費からは今の金額が出ているわけでありましてけれども、一般財源からは支出しておりません。

齋藤委員 ほとんど 100% 国の交付金ということで理解していいわけですね。そうすると、今回この配分された市町村からの希望者を募ったわけでありまして、県として、24 年度の中で、要するに、どのくらい市町村からの申し出があって、それに対してどれだけの充足で配分したかということをお教えください。

山本長寿社会課長 先ほど申し上げましたが、各市町村で介護保険事業計画を立てるときに、必要な需要調査をしていただくわけでございます。その中で、施設の建設の希望数を市町村のほうが決めて、それを県のほうに介護保険事業計画ということで報告をしていただくわけでございますが、その市町村の介護保険事業計画の数に応じ配分させていただいているところでございます。

具体的には、平成 24 年度につきましては、地域密着型の特別養護老人ホームにつきましては、健康長寿やまなしプラン、これが県の介護保険支援の事業計画でございますが、685 床を計画しております。また、認知症のグループホームにつきましては 894 床を計画しております。

齋藤委員 いずれにいたしましても、地域密着型等の施設は高齢社会に向かうとだんだん必要になってくると思いますので、しっかり国からの補助事業を確保するなら確保して市町村にしっかり配分してもらいたいと思っています。以上で終わります。

(子宮頸ガン予防ワクチン接種の普及促進について)

飯島副委員長 それでは、意見書に基づいて、子宮頸がん予防ワクチン接種のことについてお伺いいたします。主要施策成果説明書 81 ページであります。御存じのとおり、子宮頸がんの予防ワクチンの予防接種に対する補助事業というのは、本県は国に先駆けて平成 22 年 6 月から始めたということでは画期的というか、国をリードしている事業でありまして、当時、私も甲府の市議会議員でありまして、そのことに触れてとても感激して、県に来て、タイミングがよくてがん条例にもかかわったということではとても感慨深いものでありますし、県の重要案件だと思いますので、質問させていただきたいと思っております。

先ほど来いろいろ御議論があって、この黒ポツの 2 番目、3 番目、接種後の副作用への認識とか、副作用に対する不安解消を込めた方針コメント云々というのはどうも 25 年度みたいでありますから、残念ながらほかの場面でやらせていただきたいと思っております。

それでは、最初の、平成 22 年からの接種率の推移、主要成果説明書の 81 ペー

ジなんです、ここの書き方に限らず、決算の委員会ですから、スペースに限りがあったり、いろいろな制約があるのかもしれませんが、やはり金額に予算と決算があるように、事業においては計画とか予定とか目標があって、現実がこうだったとか、こういうことに寄与したという書き方があるって初めて、そうだったかというふうにわかるんですが、部局のときにも少しお話ししましたが、例えばこの 81 ページの子宮頸がんの平成 22 年度から云々と書いて、普及促進に寄与したという書き方があるんですが、今申し上げたように、計画、予定、目標がこうであったけれどもこうだったと。でも、寄与しましたよというふうな言い方でここを全てお答えいただければありがたいなと思います。

堀岡健康増進課長 接種を始めるとき、目標数というのを具体的に計画していたわけではなく、こういう書き方になってしまったことをまず申しわけないと思いますが、予防接種ですので、少なくともその当時は、できるだけ多くの人に受けていただくというふうに思ったと思います。つまり、究極的には、100%の接種をもちろん目標とするというところだと思います。

接種の実績でございますけれども、平成 22 年度から、つまり、県が単独で始めたときから平成 24 年度末におきまして、小 6 世代の方が 92.1%、同中学 3 年世代の方が 87.2%でございます、初回接種者に関しては、累計で 2 万 3,037 人の方が接種したという実績になっております。

飯島副委員長 何事も 100%という目標にしているというのはそれはわかりましたので、今後、先ほど最初に申し上げたような、わかりやすい、比較検討がしやすい、これに別添の資料でもいいですから、そういう取り組みをしていただければと思います。

副作用については、そういうことでありますから別の機会にやらせていただきたいと思います。

(県立中央病院のゲノム解析センターの整備費用について)

小越委員 主要成果説明書 82 ページ、ゲノム解析センターの整備についてお伺いします。部局審査のときにお伺いしたときに、私の質問が悪かったのかもしれませんが、ゲノム解析センターの整備のお金、財源が、国からの補助金 coming という答弁がたしかあったんですけども、そうじゃないんじゃないかと私、思いまして、もう一度確認するんですけども、ゲノム解析センター整備の金額、それから、その財源はどこから幾ら来ているのか、もう一度御説明ください。

小島医務課長 部局審査のときの私の答弁が適切ではなかったかもしれませんが、この場をおかりしておわびを申し上げますが、整備費のほうに関しては約 1 億 800 万円でございます。それで、県の補助金が 5,000 万円、これは一般財源でございます。財源としましては、それ以外には、病院が独自に 100 万円を負担しておりまして、残りの 5,700 万円ですけれども、これは県が起債をいたしまして、病院機構に貸し付けております。ただし、これは県が起債を返すに当たっては、病院機構へ県が借りているのと全く同じ条件で貸し付けておりますので、起債の償還に当たって県に新たな財政的な負担は生じておりません。以上です。

小越委員 ということは、国からとかの補助金や援助というものは全くないという理解でよろしいんでしょうか。

小島医務課長 委員おっしゃるとおりでございます。

小越委員　　それで、このゲノム解析センターの整備なんですけれども、このゲノム解析センターは何か収入を得ることができるんでしょうか。保険請求とか、それから、ほかの病院からの検査センターとして受け入れたりして収益を上げることができるセンターになるんでしょうか。どういうものなのか少し御説明ください。

堀岡健康増進課長　ゲノム解析センターで行っている内容はさまざまなものがございます。例えばイレッサのようないわゆる分子標的薬に関する遺伝子情報の適応もやっております。そういうことに関しては、総合的に投与全体で保険請求されておりますので、ある意味それをやるのが条件になっている保険でございますので、それが保険から請求されるとも言えると思います。

また、もう一つ、例えば今、病院のほうで計画しております乳がんの方に対する遺伝子検査に関しては、全くの研究的な目的でございますので、保険などの収入は得られません。それについては健康増進課のほうから 2,000 万円の研究費が毎年出ておりますので、その中でやっていただくという形になってございます。

小越委員　　ほとんど収入を得ることはできなく、県費で、国の補助金なしで、起債もありますけれども、約 1 億円、そして、これから 2,000 万円の研究費となりますと、他県では公立病院、県立病院でこういう解析センター、研究機関とおっしゃいましたけれども、こういうものを持っているところはあるんでしょうか。

小島医務課長　　他の都道府県におきましては、専門のがんセンターを設置してある県がございますが、そのようなところでは専門のゲノム研究機関を設置しているという例が多くございますし、程度の差はありますけれども、全国の都道府県におきまして、がん診療拠点病院がございますが、そこにつきましてはゲノムの解析の研究が行われていると聞いています。

小越委員　　今後のことになるかもしれませんが、これで終わりにいたしますけれども、この財政負担のところ、山梨にも山梨大学病院がありますけれども、大学病院のところでもやっていないのか、公立病院、幾つかあると言いましたけれども、これだけ大規模にやって収入を得るものもなく、そして、今後どうするか。県費ですずっというようになりますと、ほんとに県としてやるものなのかどうか少し心配です。これ以上また拡大していくとなると、これ以上県費を費やして、収入を得るわけでもなく、産官学で検査データをもって何かするという方向でもないとしたら、研究機関としてやっていくだけで設置を今後も続けていいかどうかというのは検証するべきだというふうに私は意見を申し上げておきます。

( 重度心身障害者医療費助成窓口無料のペナルティー額について )

もう一つ、重度障害者医療費助成制度のことをお伺いします。昨年度の重度障害者医療費にかかわるいわゆるペナルティーの補填に要した金額はお幾らだったんでしょうか。どこにそれが書いてありますか。

平賀障害福祉課長　重度心身障害者の医療費助成事業にかかわりますペナルティーの補填に要した金額ということでございますけれども、平成 24 年度分ということで 4 億 3,500 万円余り。それから、昨年は、平成 20 年から 23 年度までの追加交付分がございましたので、3 億 7,700 万円余り。これがお手元の歳入歳出決算の概要の福 6 ページの下から 5 行目の身体障害者福祉費の最初のポツで、身体障害者総合援護費 2 億 3,500 万円余り、この中に今のペナルティーが含まれております。以上でございます。

小越委員           もう 1 回聞きます。24 年度分が 4 億 3,500 万円余りで、そのほかに 20 から 23 年が 3 億円余りというのをもう 1 回説明してください。それが福 6 ページの中に両方入っているということですか。去年の分が 4 億円余りで、20 から 23 年分が 3 億円余りになっているということですか。もう 1 回説明してください。

平賀障害福祉課長   それでは、少し細かく御説明申し上げます。この 26 億 3,500 万円余りの中に、重度心身障害者に関する支出が 24 億 6,100 万円余り入っております。その 24 億 6,100 万円の中に、もちろん医療費、事業費そのものも 16 億円余りあるんですが、ペナルティーの補填のためとしまして、平成 24 年度分として 4 億 3,500 万円余り、それから、20 年度から 23 年度までの追加交付分ということで 3 億 7,700 万円余り。合わせまして 8 億円余りがこの 24 億円余りの中に含まれているものです。以上でございます。

小越委員           その追加交付というのは、いわゆる市町村のところに出すお金のところに誤差があって、その分を 3 億円余りを新たに 24 年度のところに、普通なら 4 億円余りで済むものを、プラス 3 億円余りを 24 年度は臨時的に出したという、その理解でいいですか。

平賀障害福祉課長   そのとおりでございます。

小越委員           そうしますと、この 3 億円余りを除いたとして、ペナルティーは毎年大体 4 億円余りくらい来るという理解でよろしいかと思うんですけども、そもそもこの 4 億 3,500 万円余りというのは、どういう根拠で出てくるんでしょうか。例えば今年はこのくらいかかった人がいると、このくらい伸びたとか、ペナルティーの根拠を示してください。

平賀障害福祉課長   ペナルティーの積算の仕方ということでよろしいかと思えます。ペナルティーにつきましては、国民健康保険に係る国庫負担金の調整率がございまして、国民健康保険につきましては、国庫から市町村に負担金が出されます。その国からの負担金の計算が、基本的には医療費に国の負担割合を掛けまして、さらに窓口無料化をすることによって医療費が増高するという計算式が、これが法令で定められております。これらの計算式を掛け合わせまして、もともとの医療費が幾らであるならばペナルティーは幾らになるというふうにこれは法令で定められた金額でございます。以上でございます。

小越委員           だから、増高するというその計算式が、どういうのを増高するとわかったんですか。昨年はどのくらいかかったのか、何人分の費用なのか、増高するという、その計算式を国から出してもらったら、毎年幾らぐらいですって計算式によって出てくるんですか。何をもってその計算の数が出てくるんですか、係数というのが。

平賀障害福祉課長   計算式でございますけれども、4 段階に分かれておりまして、ちょっと細かい計算になるものですから説明が大変難しいんですけども、例えば国民健康保険の医療費が幾らかかると。重度心身障害者の方に対する国民健康保険の医療費そのものが幾らかかると。それに対しまして国は、これ、平成 23 年度までと 24 年度以降ちょっと数字違いますが、大体 47% ぐらいを国庫が負担しております。国庫が負担するんですけども、それ以外に、これは政令で決まっている数値でございます。例えば 6 歳未満の重度心身障害者の方については 0.8611 とか、

その数字はともかくとしまして、そういうふうな数式が決まっております、それを掛けて、逆に言うと、それだけ窓口無料化に伴って医療費が増高する、医療費がふえるという理論値を国が定めておまして、それを掛け合わせたということで、24年度でいえば4億3,500万円余りになるというふうなことです。以上でございます。

小越委員           そもそもこの理論値0.861という数字がどうなのかというのは、参議院の小池晃、うちの共産党議員が聞きましたけれども、経験則なので、データもない、根拠もないと、そうなのですが、その0.861という数字を言われるがままにペナルティーを課されて黙って屈していること自体が私は間違っていると思いますので、ここは重度障害者医療費の継続をするべきだということで終わります。

(ドクターヘリについて)

望月委員           主要説明書の80ページ、先ほど私、ドクターヘリのヘリポートへアクセスする道路の関係を県土で聞こうと思ったんですけれども、それはまた今度として、福祉保健部のほうで。ドクターヘリの開始が昨年4月から始まったわけですが、ここへ回数とか出勤要請、それから、運航調整委員会というのが開催1回ということで書いてあるんですね。初年度においてこの1回で実際、充実したドクターヘリの運航ができたのかどうかお聞きしたい。

小島医務課長       ドクターヘリにつきましては、御案内のように24年度から運航を開始してございますけれども、その前年度に運用準備委員会を開催しております。これは県が事務局になって運用準備委員会を開催したものでございまして、ここにおきまして詳細なマニュアル等を決定してございます。運航調整委員会そのものは、現在、事業主体であります県立中央病院におきまして事務局を持って所管している委員会でございます。マニュアルの見直しとか、実績の検証とか、そういう場合に調整するための委員会となっておりますので、実際の運用におきましては特に問題はないと感じてございます。以上です。

望月委員           それで、24年度事業開始がされたわけですが、東部なんかは神奈川のドクターヘリの出勤をお願いしたりしていますが、当時、知事も導入するときに、神奈川、静岡、長野とか、その3県、近隣の要請があれば、お互いにドクターヘリを運用しながら協力体制をとっていくということで、その実績はどうだったんですか。

小島医務課長       現在、神奈川県と共同運航という形で富士・東部地域につきましては本県自県のヘリが行けないときには来ていただくような形をとってございます。静岡とは、人道上飛んでいただくような場合には飛んでいただくということになっておりますので、静岡とは現在のところ、今年度の実績はゼロでございますが、神奈川県につきましては、10月末で8回本県のほうに来ていただいています。従前よりも、自県ヘリを持つことによりまして、この件数は大幅に減っております。以上です。

望月委員           今そういうことで、神奈川県は以前から東海大学病院の関係があって、東部のほうは相当行ってもらったけれども、峡南地域、特に医療の関係、県の中央病院あたり、また、山梨大学の医学部のほうへ救急車で搬送するのに時間がかかるんですね。特に山間地が多いということで、この前、静岡のヘリが来て、静岡の県立病院へということがあったんですけれども、協働体制がしっかりできていないと、やっぱりお互いに連携がとれないということで、断られたという話も聞いたことがある

んですけれども、そういうことのないように、どのような反省点が 24 年度に出ているかお聞きしたい。

小島医務課長

24 年度におきましては、やはり運航の回数が非常に多かったということが 1 つの反省点でございますと同時に、重複の要請とか、天候不順等によりやはり何回か本県のドクターヘリが飛べなかったことがあるということが反省点としては挙げられてございます。

それから、ランデブーポイントといいます、救急車で運んで、ヘリがおりるところにつきましても、箇所数は多うございますが、散水しなければ使えないといったようなランデブーポイントがやはり数が多いものですから、そこについては散水が不要な形、要するに、舗装化もしくは芝生化をするというようなことが反省点としては出ております。

それから、静岡県との連携につきましても、先ほど委員御指摘のように、従前から静岡県とも交渉を重ねているところでございますが、これまでは静岡県は、非常に件数多くて、他県に飛べるような状況でなく、難しいというふうなことでこれまで連携の協定がとれていないということがございますけれども、今後におきましても、静岡県とは協働して調整がとれるような形で進めてまいりたいと考えております。以上です。

望月委員

そういうことで、特に神奈川県は従来やっているからある程度連携がとれても、静岡県の場合、知事も提唱していますけれども、神奈川、静岡、本県山梨の 3 県の防災の関係の取り組みもしているわけですね。それから、災害の状況、東海地震、また、台風、富士山噴火。そういう中で、やっぱり静岡県、それから、できれば長野県あたりも、この近県の中で、そうしたせっかくのドクターヘリの運航計画、連携を強力にしてもらいたいというふうにお願いしたいんですが。

それと 1 点、やっぱりドクターヘリがあるとしても、運航の状況の問題で、夕方から夜にかけては救命できないということでありましたが、ここらの状況も、出来る限りのまた可能性があれば、その辺もお願いしたいんですが。

小島医務課長

承知をいたしました。ただいま委員御指摘のように、神奈川、静岡、長野とも連携ができるような形で進めて協議してまいりたいと思っておりますけれども、なかなか他県のヘリの先ほど申しました事情がございます。静岡県であれば件数がちょっと多いということで、長野県の場合は地形的な問題等もございますので、そういったことを解決しながら、広域の連携を進めてまいりたいと思っております。以上です。

#### 認第 1 号 平成 24 年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件

#### 討 論

小越委員

認第 1 号 24 年度山梨県一般関係・特別会計に反対の討論を行います。24 年度は当初見込みを下回る歳入減であり、国の経済対策として、山梨県でも公共事業を予算化しました。県全体の借金は 1 兆 399 億円となり、公債比率は若干改善したとはいえ、16.6%、今後の土木費の上昇と県債の増加による県財政の硬直化が強く懸念されます。公共事業は一部の大企業の景気動向に依存する形態から、内需拡大型の産業構造に転換させるべきです。しかし、知事が表明した新産業の創出はわずか 377 万円で、発展の芽を伸ばす執行には至っていません。雇用拡大といっても、正規社員として雇用されたのは 11% にすぎず、山梨県の財政、雇用、住民生活の低下、悪化しているという意識の欠如が見られます。

県財政が硬直化すると言いながら、リニア実験線への貸付金 1 3 4 億円は 1 円も返済されず、国が J R 東海を指名した昨年こそ返済の交渉を始めるべきでした。平成 2 年から無利子・無担保の貸し付けそのものは山梨県にとって不当なものであり、異議を訴えるべきでした。

また、同和行政において、奨学金の返済が滞り、1 億円もの返還が不納欠損処理されるおそれが出てきました。直ちに催告、督促すべきであり、県営住宅の賃貸料で訴えの提起を起こすのに対して、同和行政は放置されたままであり、不透明、不公平です。

その一方で、重度障害者の医療費窓口無料は、国のペナルティーの根拠数字そのものを受け、方針を転換しました。障害者の命を危うくする施策にかじをとりながら、公立病院として全額県費を投入するゲノム解析センターは検証すべきです。

広く県民の声を聞く姿勢はいまだ閉ざされたままです。県政ひざづめ談義は、県当局で選んだ人だけの参加、公募といっても、作文を課すなど自由に県政への意見を聞く姿勢がありません。

それは明野処分場の検知システムの作動に住民説明会も開かず曖昧のまま、そして、閉鎖すべきであったにもかかわらず閉鎖せず、県財政の負担を拡大しました。

県議会の海外視察研修は観光旅行であると疑われても仕方がないと判決が出されたにもかかわらず、返還していません。

以上、反対の討論とします。

採 決	賛成多数で認定すべきものと決定した。
認第 2 号	平成 2 4 年度山梨県公営企業会計決算認定の件
討 論	なし
採 決	全員一致で認定すべきものと決定した。
その他	・委員長報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。

以 上

決算特別委員長 桜本 広樹